

川崎市発注公共事業に関する
川崎市内建設業者アンケート調査
報告書

(2010年1月)

特定非営利活動法人
建設政策研究所

1. アンケート調査の概要と単純集計結果

(1) アンケート調査の概要

- 1) 目的
- 2) アンケート調査の対象と方法
- 3) 調査期間
- 4) 回収結果

(2) 集計結果

1) 会社概要

- ①資本金
- ②業種・格付と建設業許可
- ③従業員
- ④民間公共比率と元請下請比率

2) 公共工事受注状況

- ①入札参加状況
- ②落札状況と受注金額
- ③業者間の過当競争防止に必要な施策

3) 公共工事採算状況

- ①公共工事採算状況
- ②公共工事赤字の原因
- ③公共工事实行原価と採算
- ④予定価格の問題点

4) 入札辞退状況と予定価格の公表

- ①入札辞退の状況
- ②辞退理由
- ③予定価格公表方法
- ④最低制限価格
- ⑤歩切りについて

5) 公共工事発注政策

- ①市内業者優先発注にする上での改善内容
- ②JVについての評価
- ③大規模工事の分離・分割発注についての評価
- ④随意契約についての評価
- ⑤公契約条例についての認識

6) 改革すべき入札制度内容

- ①事業経営上の悩み

②川崎市への要望

2.アンケート調査のまとめ

3.自由回答一覧

1. アンケート調査の概要と集計結果

(1) アンケート調査の概要

1) 目的

アメリカ発金融・経済危機以降、日本経済には大きな落ち込みが生じているが、その中でも建設産業の疲弊・衰退はいつそう深刻な状況になっている。景気回復のためには、これまでの輸出産業偏重の経済構造を転換し、地域での内需を拡大し、地域経済を再生させることが不可欠である。建設業界は地域経済と密接な関わりをもつ産業である。景気の本格的な回復には地域に根ざす建設業の復興が重要な課題と言えよう。建設政策研究所では、川崎市発注の公共工事の発注政策および入札・契約制度のあり方について調査・研究を行っているが、今回のアンケート調査は川崎市内の公共工事に参加する資格を有する建設業者が、公共工事についてどのような問題を感じているか、を明らかにすることを目的としている。具体的には、公共工事への入札、落札状況と実施工事の採算状況把握、さらには、現在抱えている事業経営上の悩みと市への要望、などを中心に実施した。

2) アンケート調査の対象と方法

アンケート調査は、川崎市の「平成 19・20 年度 工事請負有資格者名簿」に掲載されている全市内業者 763 社のうち、大規模メーカーなどを除く 750 社を対象に実施した。調査票は「工事請負有資格者名簿」を元に各業者に送付し、郵便により回収した。

3) 調査期間

2009 年 11 月 10 日～2009 年 11 月 30 日

4) 回収結果

配布数と回収票数・回収率は表 1-1 のとおりである。配布数は、750 票、回収票数は 61 票、回収率は 8.1%であった。また、郵送したものの、住所不明で返送されてきた調査票数は、18 票となっている。

表 1-1 配布数と回収票数・返送数・回収率

配布数	有効回収票数	無効回収票数(廃業)	返送票数	回収率
750	59	2	18	8.1%

(2) 集計結果

集計結果について調査票の設問に沿ってアンケート調査の概要を確認する。調査の概要を確認する上では、有効回収票数は上述の通り、59票と少なめになっていることに注意が必要である。また、配布数750に対して返送票数は18票となっているが、これは、所在不明で返送されてきた票数である。無効回収票の2票と併せて20社になり、事務所移転の可能性も否定できないが、市内建設業者の廃業が進んでいる可能性を示唆するものである。以下、1) 会社概要、2) 公共工事受注状況、3) 公共工事採算状況、4) 入札辞退状況と予定価格の公表方法、5) 公共工事発注政策、6) 地域建設業の振興に向けて、の順に調査の内容を概観していきたい。

1) 会社概要

最初に今回調査票を回収できた企業について、その概要を①資本金、②業主・格付と建設業許可、③従業員、④民間公共比率と元請下請比率、⑤業者間の過当競争防止に必要な施策、の順に確認していきたい。

①資本金

資本金階層別で見ると、1000万円～3000万円の階層が30社となっており、約半数を占めている。3000万円～5000万円の階層が14社と続いており、1000万円～5000万円の階層は、約75%となっている。全送付先業者の資本金階層を見てみると、1000万円～3000万円の階層が最も多くなっており、この階層は回収票とほぼ同様の構成になっている。

表1-3は、資本金階層を市内中小企業（資本金1000万円未満）、市内中堅企業（資本金1000万円以上5000万円未満）、市内大手企業（資本金5000万円以上）の3つに分類したものである。表1-3に見られるように、回収できた調査票は全送付先の構成比と比べると、資本金階層が小さいほど回収率は低く、資本金階層が大きいほど回収率が高くなっている。したがって、この調査の結果は、幾分、中堅・大手業者の回答に偏っていることに注意されたい。

表1-2 資本金階層

資本金階層	会社数	構成比
500万円未満	4	6.8%
500万円以上1000万円未満	2	3.4%
1000万円以上3000万円未満	30	50.8%
3000万円以上5000万円未満	14	23.7%
5000万円以上1億円未満	3	5.1%
1億円以上10億円未満	6	10.2%
10億円以上	0	0.0%
合計	59	100.0%

資本金階層(全送付先)	会社数	構成比
500万円未満	106	14.1%
500万円以上1000万円未満	62	8.3%
1000万円以上3000万円未満	416	55.5%
3000万円以上5000万円未満	109	14.5%
5000万円以上1億円未満	36	4.8%
1億円以上10億円未満	19	2.5%
10億円以上	2	0.3%
合計	750	100.0%

表 1-3 資本金階層と回収率

資本金階層	会社数	構成比	全送付先会社数	構成比	回収率
市内中小企業(1000万円未満)	6	9.8%	168	22.4%	3.6%
市内中堅企業(1000万円以上5000万円未満)	44	72.1%	525	70.0%	8.4%
市内大手企業(5000万円以上)	9	14.8%	57	7.6%	15.8%
無効票	2	3.3%	—	—	—
合計	61	100.0%	750	100.0%	8.1%

②業種・格付と建設業許可

表 1-4 業種と格付

質問1-3
業種・格付

業種	格付け							計
	A	B	C	D	不明	なし		
土木	2	3	2	1	0		8	
下水管きよ	1						1	
空調・衛生	4	2	2				8	
電気	3	2	3				8	
建築	4	0	4	4			12	
舗装		1					1	
水道施設	1						1	
造園						3	3	
機械						1	1	
通信						1	1	
消防						1	1	
塗装						1	1	
とび・土工						2	2	
防水						1	1	
内装						1	1	
建具						3	3	
軽微						1	1	
不明					5		5	
計	15	8	11	5	5	15	59	

川崎市の設定している入札参加業種は次の通りである。まず、業種内に格付（以下、ランク）が設定されている業種は、土木、下水管きよ、舗装、建築、電気、空調・衛生、水道施設である。ランクの設定されていない業種は、造園、鋼構造物、機械、通信、消防、塗装、とび土工、防水、管内更生、浚渫、内装、建具、さく井、タイル、熱絶縁、板金、石、ガラス、屋根、左官、大工、鉄筋、清掃施設、軽微となっている。回収した調査票について、主たる業種と格付を見てみると、回収票の結果は表 1-4 のようになっている。最も多いのは建築の 12 社、続いて土木、空調・衛生、電気が 8 社である。

主たる業種がランク設定のある業種である業者数は 39 社と過半数を占めているが、そのうちランク A が 15 社と最も多くなっている。資本金規模では比較的小さい企業でもランクが上位に入ることがあり、自由回答欄には次のような意見も見られた。

「Aランクにおいて、業者数を確保する必要はあると思うが、Aの最低と最高では、経審の点数はもちろん、実態として会社の規模が違いすぎる」

「ランクをつける際、経審の点数だけで行なっているため、当社（特定建設業でない一般建設業）のような規模で、Aランクになってしまうことがある。現場代理人の専任だったり、下請金額の制限もあるので、Aランクの仕事は事実上無理である。ランク付けの際、企業規模も参考にしてほしい」

「業者のランク分けをしっかりと行ない、中小と大手が同じ入札にならないようにする。通信においては、ランクが分けられていないので、早急にランク分けしてほしい。予定価格事前公表の中止。一般競争ではなく、特に小型案件については指名競争制度にすべき」

ここに見られるように、ランク設定のない業種ではランクの設定が求められており、ランク設定のある業種では、ランク設定条件の再検討が望まれている。

建設業許可についても知事許可が圧倒的に多く、78.0%と4分の3以上を占めている（表1-5）。しかし、他方で大臣許可を有する業者も7社（11.9%）ではあるが、存在する。

表 1-5 建設業許可

建設業許可	会社数	構成比
神奈川県知事	46	78.0%
国土交通大臣	7	11.9%
不明	6	10.2%
合計	59	100.0%

③従業員

表 1-6 は、従業員数を階層ごとに示したものである。20 人未満の会社が 37 社と 6 割以上を占めている。他方で、従業員数が 50 人以上と回答した会社も 8 社存在し、構成比は約 14% となっている。

表 1-6 従業員数

従業員数	会社数	構成比
1人以上10人未満	18	30.5%
10人以上20人未満	19	32.2%
20人以上30人未満	9	15.3%
30人以上50人未満	5	8.5%
50人以上100人未満	6	10.2%
100人以上	2	3.4%
総計	59	100.0%

また、表 1-7 は、資本金階層ごとに従業員数階層をみたものである。基本的には、資本金の規模が大きくなるにつれて、従業員数も増加する傾向にある。しかし、資本金 1000 万円以上 3000 万円未満の階層と資本金 3000 万円以上 5000 万円未満の階層、つまり市内中堅企業の階層にも、従業員が 50 人以上 100 人未満と回答した企業が 3 社存在する。また、逆に、資本金が 5000 万円以上でも従業員数が 20 人に満たない企業も 3 社存在している。

表 1-7 資本金階層と従業員数階層

従業員 資本金	1人以上10 人未満	10人以上20 人未満	20人以上30 人未満	30人以上50 人未満	50人以上 100人未満	100人以上	総計
500万円未満	3	1					4
500万円以上 1000万円未満	1	1					2
1000万円以上 3000万円未満	12	8	6	2	2		30
3000万円以上 5000万円未満	1	7	3	2	1		14
5000万円以上1 億円未満	1	1		1			3
1億円以上10億 円未満		1			3	2	6
総計	18	19	9	5	6	2	59

表 1-8 は各社の従業員について、(1)役員・事務・営業、(2)技術者、(3)技能工・作業員に分け、その構成割合を階層別に示したものである。役員・事務・営業を見ると、20%以上30%未満が 15 社と約 4 分の 1 を占めている。また、役員・事務・営業に従事する従業員の割合が 50%未満の会社数は 45 社 (76.2%) となっている。

技術者について見てみると、技術者を一人も抱えていない会社数は 3 社 (5.1%) となっている。公共工事入札に参加する以上、技術者の雇用は必要であり、従業員に技術者を含む会社の割合が圧倒的に多くなっている。

技能工・作業員の構成に目を向けてみると、技能工・作業員が 0 人という会社は、17 社 (28.3%) と比較的多くなっている。

表 1-8 従業員構成割合

従業員 構成比	役員・事務・営業		技術者		技能工・作業員	
	会社数	構成比	会社数	構成比	会社数	構成比
0%	0	0.0%	3	5.1%	17	28.8%
10%未満	2	3.4%	5	8.5%	3	5.1%
10%以上～20%未満	6	10.2%	7	11.9%	8	13.6%
20%以上～30%未満	15	25.4%	13	22.0%	7	11.9%
30%以上～40%未満	10	16.9%	9	15.3%	5	8.5%
40%以上～50%未満	12	20.3%	8	13.6%	8	13.6%
50%以上～60%未満	5	8.5%	5	8.5%	3	5.1%
60%以上～70%未満	5	8.5%	6	10.2%	2	3.4%
70%以上～80%未満	0	0.0%	1	1.7%	3	5.1%
80%以上～90%未満	2	3.4%	2	3.4%	3	5.1%
90%以上～100%未満	2	3.4%	0	0.0%	0	0.0%
100%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	59	100.0%	59	100.0%	59	100.0%

表 1-9 技能工・作業員数が 0 人である会社の元請下請受注割合

階層	元請	下請	その他
0%	3	5	12
10%未満	1	0	3
10%以上20%未満	0	0	1
20%以上30%未満	0	2	0
30%以上40%未満	3	1	0
40%以上50%未満	1	1	0
50%以上60%未満	2	2	0
60%以上70%未満	1	2	0
70%以上80%未満	2	1	0
80%以上90%未満	0	1	0
90%以上100%未満	0	0	0
100%	4	2	1
合計	17	17	17

表 1-9 は、技能工・作業員が 0 人と回答した会社（17 社）について、元請受注と下請受注、その他の受注割合について階層別にみたものである。技能工・作業員が 0 人にも関わらず、元請としての受注割合が 100%であるのは、ゼネコンと見ることができる。他方、技能工・作業員が 0 人にも関わらず、受注割合の 100%が下請である企業 5 社については、技能工・作業員を常時雇用しているのではなく、一人親方などに臨時的に仕事を出しているか、下請として受注しながら受注した工事を施工せず、さらに下請に出す企業である可能性を指摘できよう。

④民間公共比率と元請下請比率

表 1-10 は、民間工事と公共工事の受注金額の比率を階層ごとに示したものであり、図 1-1 はグラフ化したものである。この図表は合計企業数が 58 となっているが、無回答の 1 社を除いたものである。民間工事の受注金額が全受注金額の 50%以上を占める業者は 35 社、全体の 60%を占めている。他方、公共工事の受注金額が全受注金額の 50%以上を占める業者は 21 社とその割合は 36%に過ぎない。このことからみて、今回アンケート調査票を回収できた業者は、相対的に公共工事の受注割合が低いことが確認される。この背景には、公共工事の減少と競争の激化の中で、市内業者の公共工事受注の困難さを示している。地域に根ざす地元建設業にとっては、公共工事は重要な位置を占めている。しかし、入札参加を希望し「入札参加資格」を得ても、公共工事の受注を確保することが難しい状況が窺える。

表 1-10 民間工事と公共工事の比率

階層	民間		公共		その他	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
0%	2	3.4%	11	19.0%	42	72.4%
10%未満	5	8.6%	7	12.1%	8	13.8%
10%以上20%未満	2	3.4%	7	12.1%	4	6.9%
20%以上30%未満	8	13.8%	4	6.9%	2	3.4%
30%以上40%未満	4	6.9%	4	6.9%	0	0.0%
40%以上50%未満	2	3.4%	4	6.9%	0	0.0%
50%未満合計	23	39.7%	37	63.8%	56	96.6%
50%以上60%未満	2	3.4%	2	3.4%	0	0.0%
60%以上70%未満	5	8.6%	5	8.6%	1	1.7%
70%以上80%未満	3	5.2%	1	1.7%	0	0.0%
80%以上90%未満	6	10.3%	5	8.6%	0	0.0%
90%以上100%未満	10	17.2%	7	12.1%	0	0.0%
100%	9	15.5%	1	1.7%	1	1.7%
50%以上合計	35	60.3%	21	36.2%	2	3.4%
総計	58	100.0%	58	100.0%	58	100.0%

※無回答の 1 社を除く。

図 1-1 民間工事と公共工事比率

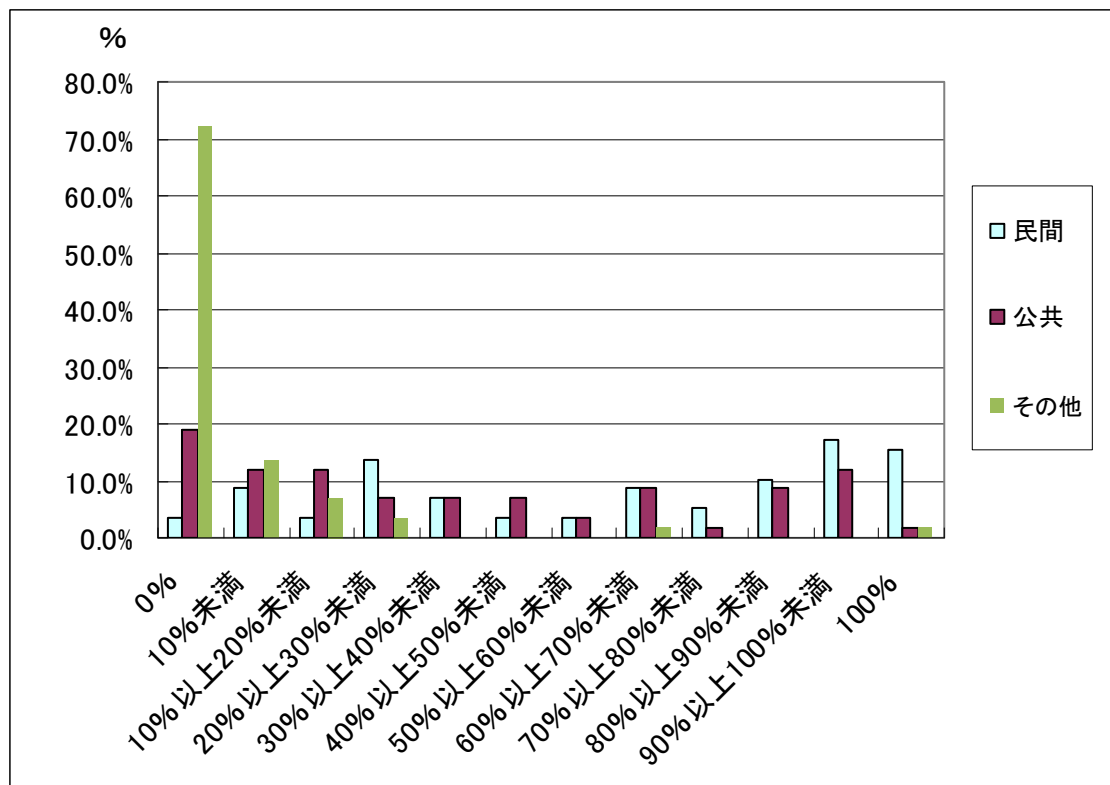


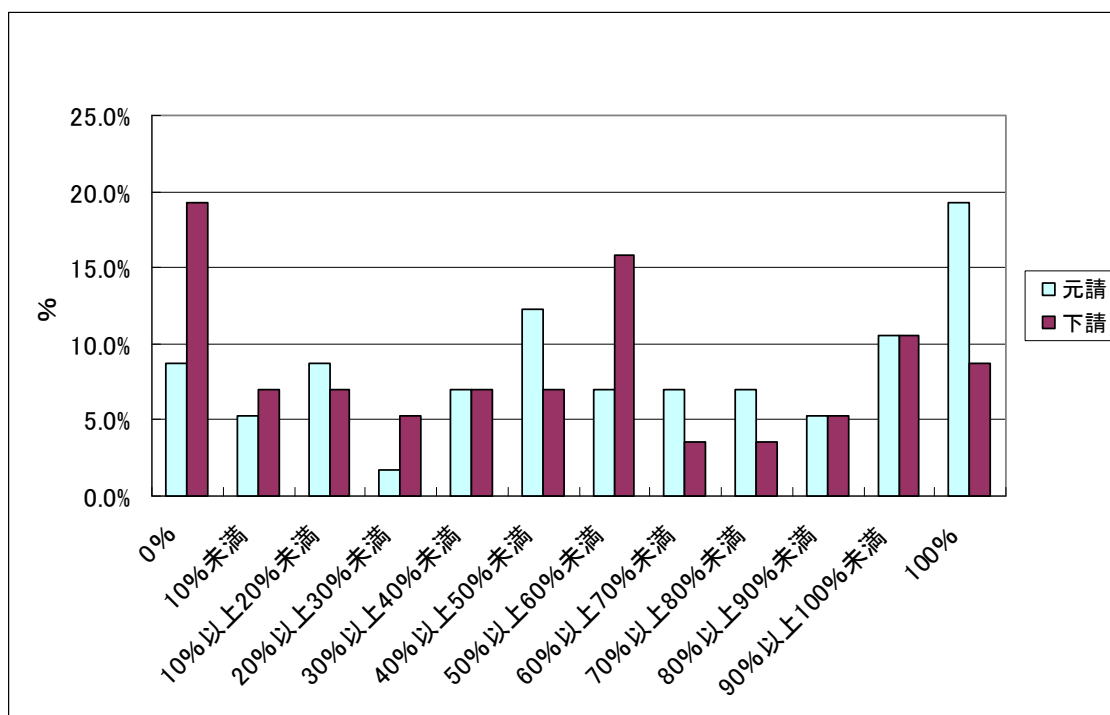
表 1-11 は元請工事と下請工事の受注金額比率について、公共工事と民間工事を合計した割合を階層ごとに示したものである。「その他」の受注がある会社の割合については、「その他」の受注分を差し引いた合計を 100%として算出した。また、図 1-2 はその構成比をグラフ化したものである。公共工事と民間工事を合わせて元請の工事が 0%の業者数は 5 社 (8.8%) で、逆に下請の工事が 0%の業者数は 11 社 (19.3%) となっている。受注総額の 50%以上が元請としての受注であると回答した企業は 56.1%と半数を超えている。さらに、80%以上が元請受注と回答した企業の割合は 35.1%となっており、元請受注している業者が比較的多いことが分かる。また、元請工事と下請工事の割合がほぼ半分程度である業者が多いという特徴が挙げられる。

表 1-11 元請工事と下請工事の比率

階層	元請		下請	
	件数	構成比	件数	構成比
0%	5	8.8%	11	19.3%
10%未満	3	5.3%	4	7.0%
10%以上20%未満	5	8.8%	4	7.0%
20%以上30%未満	1	1.8%	3	5.3%
30%以上40%未満	4	7.0%	4	7.0%
40%以上50%未満	7	12.3%	4	7.0%
50%未満合計	25	43.9%	30	52.6%
50%以上60%未満	4	7.0%	9	15.8%
60%以上70%未満	4	7.0%	2	3.5%
70%以上80%未満	4	7.0%	2	3.5%
80%以上90%未満	3	5.3%	3	5.3%
90%以上100%未満	6	10.5%	6	10.5%
100%	11	19.3%	5	8.8%
50%以上合計	32	56.1%	27	47.4%
総計	57	100.0%	57	100.0%

※無回答1社とその他の工事100%の2社を除く。

図 1-2 元請工事と下請工事の比率



2008年度、元請下請を問わず公共工事関連の工事を受注した業者は、59社中47社である。そのうち、公共工事受注割合が50%以上の業者は21社ある。また、50%未満の業者が26社となっている(表1-12)。まず50%以上の21社が公共工事を元請で受注している

のか、下請で受注しているのかをみると、50%超を元請で受注している業者は16社ある。逆に50%超を下請として受注している業者は5社である。従って、公共工事受注率が50%以上の業者では、その多くを元請として受注している業者が多い。

一方、民間工事を主体に受注し、公共工事受注率が50%未満の業者では、そのうち50%超を元請で受注している業者は16社、下請で受注している業者は8社となり、やはり元請受注の業者が多い。つまり、公共・民間の受注割合に関係なく、公共工事を元請で受注する割合の大きい業者が多いといえる。しかし、公共工事を下請で受注している割合が50%を超える業者が48社中13社(27%)あるというのもアンケートに回答した市内業者の特徴である。

表1-12 公共工事の受注割合と元請下請割合

公共工事割合	元・下割合	公共工事元請		公共工事下請	
		企業数	構成比	企業数	構成比
50%未満	0%	4	8.5%	12	25.5%
	0%以上50%未満	4	8.5%	4	8.5%
	50%	2	4.3%	2	4.3%
	50%以上100%未満	4	8.5%	4	8.5%
	100%	12	25.5%	4	8.5%
50%未満 合計		26	55.3%	26	55.3%
50%以上	0%	3	6.4%	9	19.1%
	0%以上50%未満	2	4.3%	7	14.9%
	50%以上100%未満	7	14.9%	2	4.3%
	100%	9	19.1%	3	6.4%
50%以上 合計		21	44.7%	21	44.7%
総計		47	100.0%	48	100.0%

2) 公共工事受注状況

公共工事の受注状況については、2008年度の川崎市発注の公共工事について、入札件数、落札件数、受注金額合計を回答していただいた。以下、①入札参加状況、②落札状況と受注金額について見ていきたい。

①入札参加状況

川崎市発注の公共工事について、入札に参加したことのある有効回答業者数は56社のうち42社で、入札参加申請を受理されいながら入札に参加していない業者が14社ある。表2-1は入札に参加した業者と実際に落札できた業者数の関係を示したものであるが、入札に参加したものの1件も落札できなかった業者が7社存在することが留意されなければならない。入札そのものに参加しなかった業者14社と合わせると公共工事を受注しなかった業者数は21社となり、有効回答業者数の4割近くになる。回収できた調査票は、比較的公共工事に参加した企業が多く見られることと、民間の工事量が減少傾向にあることを併せて考えると、公共工事入札に対する魅力はますます減少していることを示していると言えるのではないだろうか。

表 2-1 入札参加業者数と落札業者数

社	
入札参加業者数	42
落札した業者数	35
落札できなかった業者数	7
入札に参加しなかった業者数	14
合計	56

※入札件数、落札件数、受注金額合計のうち、一部だけ無回答の回答は除いた。

②落札状況と受注金額

表2-2は、入札に参加した42社の入札件数について、全回答をまとめたものである。42社で入札に参加した回数は合計704回、うち落札できた件数は127件となっている。落札割合は18.0%となっており、平均としてみればだいたい5回に1回弱程度受注できたことになる。受注金額の合計は42億3,460万円で平均受注金額は3,334万円である。

ところで、建設政策研究所が行なった「2007年度川崎市発注公共工事分析」によれば、市内業者の受注件数は全1,116件のうち845件で75.7%となっており、件数では圧倒的に大きな割合を占めている。しかし、市内業者の受注工事を金額でみると、全工事総額642億4,490万円のうち179億7,790万円で全体の28%にすぎない。2007年度に市内業者が受注した工事は金額で179億7,790万円、件数で845件となるが、これを単純に平均してみると、1件当たりの受注金額は2,128万円となる。今回回収できた調査票の平均受注金額と

比べると、低くなっている。冒頭で確認したように、今回回収できた調査票は比較的規模の大きい企業からの割合が多いことから、2008年度の落札割合や平均受注金額はもっと低い事が推察されよう。

表 2-2 入札参加件数、落札件数、落札割合、受注金額

	件・万円
入札件数	704
落札件数	127
落札割合	18.0%
受注金額合計	423,460
平均受注金額	3,334

※表 2-2 は、入札件数と受注金額は記入されているものの落札件数が未記入のものや、入札参加件数は不明だが落札件数だけ回答している調査票を無効として算出した。

図 2-1 は、受注金額合計を階層ごとに分け、それぞれの受注企業数を示したものである。1社ごとに公共工事の受注総額を見たものであり、1件当たりの受注金額ではないことに注意が必要である。この図を見ると、2008年度に受注した公共工事総額が1億円以上5億円未満という企業が10社で最も多くなっている。次いで、1000万円以上3000万円未満が9社、3000万円以上5000万円未満が6社となっている。

図 2-1 受注金額合計の階層別受注企業数

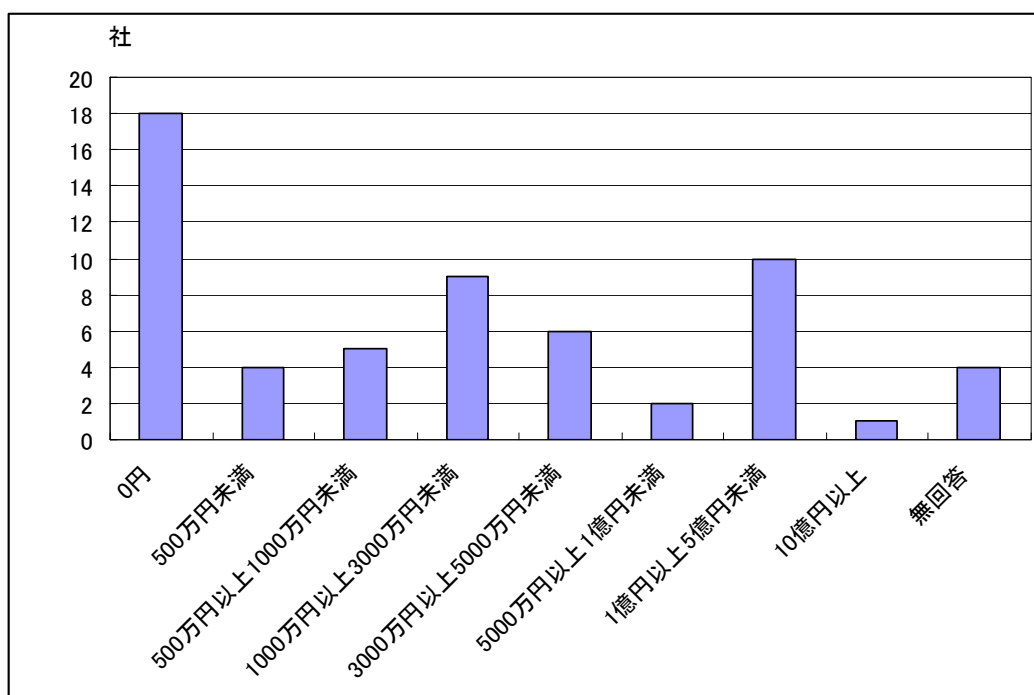


表 2-3 は、公共工事受注金額合計の階層と資本金の階層をクロス集計した結果である。資本金 1000 万円以上 3000 万円未満の企業が最も多く受注している。2008 年度の受注金額合計としては、1 億円以上 5 億円未満の受注金額階層が 10 件となっているが、そのうち、資本金 1000 万円以上 5000 万円未満の市内中堅企業が 8 件受注している。

表 2-3 公共工事受注金額合計階層と資本金階層

資本金 受注金額 合計	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上 3000万円未満	3000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上10 億円未満	総計
0円	1		10	3	2	2	18
500万円未満		1	2	1			4
500万円以上 1000万円未満	1		1	3			5
1000万円以上 3000万円未満	2		4	2		1	9
3000万円以上 5000万円未満			5			1	6
5000万円以上 1億円未満			2				2
1億円以上 5億円未満			4	4		2	10
10億円以上					1		1
無回答		1	2	1			4
総計	4	2	30	14	3	6	59

③ 業者間の過当競争防止に必要な施策

過当競争を防止するために必要なことは何かということについて、市内業者はどのように考えているのかを明らかにするために質問 4 を設けた。質問 4 は次のとおりである。

質問 4

「川崎市発注公共工事を受注する上では業者間の過当競争の防止が必要と考えます。貴社は過当競争を防止するため市行政がどのような施策を行なう必要があると考えますか。貴社のお考えをお聞かせください。」

この質問に対する回答の概要としては、第 1 に、一般競争入札ではなく指名競争入札を増やしてほしい、という意見が多く見られた。この間、公共事業入札制度改革が進められてきたが、それは、一般競争入札の拡大、指名競争入札の縮小という形をとって進められてきた。川崎市でも 1,000 万円以上の案件は、原則として一般競争入札に付されることになっている。

2007 年度、2008 年度の公共工事の実績を見てみると、2007 年度は全 1,116 件のうち一般競争入札は 558 件 (50%)、指名競争入札は 481 件 (43.1%)、随意契約 77 件 (6.9%) となっている。2008 年度は、全案件 1,159 件のうち、一般競争入札は 636 件 (54.9%)、指名

競争入札は 453 件 (39.1%)、随意契約は 69 件 (6.0%)、見積合わせが 1 件 (0.1%) となっている。

指名競争入札の件数は、半数に届かないものの比較的多くなっている。しかし、これを金額別にみると、一般競争入札が、2007 年度で全工事金額、約 642 億円のうち 600 億円程度、2008 年度では全工事金額、約 616 億円のうち 498 億円程度となっており、いずれも公共工事金額の大半を占めている。他方、指名競争入札による工事金額の合計は、2007 年度でわずか 24 億円程度、2008 年度には約 28 億円程度に留まっている。全工事金額のうちわずか 3%~4%程度である。

指名競争入札を増やしてほしいという回答には、指名競争入札の対象となる工事の量・金額いずれも増加してほしいという内容が含まれている。この回答の背景には、市内業者が、公共工事を一定程度安定して受注できるように望んでいることが推察される。

一般競争入札は基本的に入札参加要件を満たしていれば、参加可能である。工事によっては、入札参加業者数が少ない場合もありえるが、入札に参加しようとする業者はその案件にどのくらいの業者が参加しているかを知ることはできない。もちろん入札後には確認できようが、指名競争入札に比べてより競争が激化するという側面が指摘できよう。

川崎市の一般競争入札には、基本的に入札参加条件が設定されている。これは、「条件付一般競争入札」と呼ぶことができる。しかし、上に確認したように、指名競争入札の増加を望む声が多く聞かれており、川崎市の場合、「条件付」一般競争入札であっても、設定されている条件について再検討の必要性を指摘できるかもしれない。

なお、指名競争入札を望む声として、具体的には以下のようなものが見られた。

「一般競争入札をやめて指名競争入札に替えればよい。直近に受注した業者は指名からはずす」

「指名制度の再開。不適格業者も一般競争入札では参加可能なため」

「指名競争、一般競争入札において、専門業ではない工務店やガラス工事の業者が入札に参加し最低価格で落札している。そして、落札した工事を市外業者に発注している。入札は施工能力のある専門工事業者に絞り、能力のない業者に落札させないようにしてほしい。指名競争入札で、予定価格は事後公表にしてもらいたい」

「過当競争を防止するには、全ての公共工事を指名入札として、工事金額は行政で決定。行政の出した金額で施工可能な業者が受注。施工可能な業者が複数いる場合、くじ引きにすればよい。公平性が守られ、無理な金額で受注しなくても良くなる。今は、公共工事も民間工事も少なくなっていて、競争するなということ自体、無理がある」

過当競争防止のために必要な施策として、第 2 に事前公表の廃止を希望する声が多く見

られた。予定価格の公表方法に関するアンケート調査の結果については、のちに述べるが、比較的規模の大きな企業では事後公表を望む傾向が見られる。

なお、事前公表の廃止については、以下のような回答があった。

「事後公表。入札参加資格の見直し、等」

「業者のランク分けをしっかりと行い、中小と大手が同じ入札にならないようにする。通信においては、ランクが分けられていないので、早急にランク分けしてほしい。予定価格事前公表の中止。一般競争ではなく、特に小型案件については指名競争制度にすべき」

「事前公表をやめる。総合評価方式をやめる。適正な単価を計上する（安すぎる）。指名競争入札にもどす。役所も責任を持つ」

第3に必要な施策として、最低制限価格の引き上げが望まれている。具体的にそれらの意見をみると、次のようになっている。

「最低制限価格 90%以上に。落札、契約した会社は2~3 工事以上、入札参加出来ないようにして欲しい」

「最低制限価格を 90%以上に。地域限定発注（例えば隣接 4 区等）」

また、最低制限価格と関連して、失格基準については、次のような意見が見られた。

「妥当な価格以下で応札するパターンが続いていますが、失格システムを考えるべき。最低でも 90%前後で設定してもらいたい」

これらの意見から、最低制限価格が低いと感じている業者が多いということが言えよう。最低制限価格については、その水準がどのように設定されており、その水準についてどのように考えているのかを確認する必要があるが、その点についての回答は、4) 入札辞退状況と予定価格の公表、で確認する。

近年、落札価格が設定された最低制限価格と同額であるという落札案件が増加している。長野県では変動型最低制限価格により、失格基準を設けており、最低制限価格の設定方法と設定範囲、さらには、適用範囲を含めて制度そのものが再検討される必要があるとも言えるかもしれない。

つづいて、第4に、入札競争の適正なルール設定を望む様々な回答が寄せられている。それは、①技術評価に関するもの、②ランク設定に関するもの、③地域要件に関するもの、に大きく大別できる。それぞれ見ていくと、まず、①技術評価に関するものとしては、次

のような回答があった。

「長野県のように実績と技術力を評価して、これを公表できるシステムを作るべきだと思います。長く袖の奥まで知り合った実績ではなく、本当の会社の実績を公表すること」

「工事完成後に点数を付け、完成度や品質、書類に不備があって点数が低い場合は、入札に参加させない、等のペナルティを与える」

「類似公共工事の実績を評価し、点数化して入札価格の適否を決定できる仕組みとする」

「技術審査に重点を置く競争入札もしくは、随意契約の推進」

また、②ランク設定に関するものとしては、次のような回答が見られた。

「業者のランク分けをしっかりと行い、中小と大手が同じ入札にならないようにする。通信においてはランクが分けられていないので、早急にランク分けしてほしい」

「Aランクには完工高制限を加える。最低でもその案件の2倍以上の完工高を要求する。B、C、Dランクには地域要件を強化する」

さらに、③地域要件に関するものについては、次のようになっている。

「人口が140万人の大都市なので、一般競争の参加資格を、例えば1000～3000万円を2～3区の業者対応にして、3000～5000万円を3～5区対応、5000万円以上を全市にするなど地域別に細かくしていただきたい。工事を1本受注したら、参加資格を停止するなどして均等に受注できるよう配慮してもらいたい」

地域要件の強化については、この他にも、これまですでに取り上げた自由回答の中にも確認できる。

いずれにしても、市内業者は過当競争防止策として、適正な競争のルール設定を求めていると言える。①技術評価に関するもの、では適正な技術水準を有した企業が受注できる仕組みが求められているが、この背景の一要因として、「不良・不適格業者の排除」を望む回答もいくつか見られた。

そして、ランク設定に関するものや地域要件に関するものについては、現在の地域設定、ランク設定における入札競争では公平な競争性が確保できていないのではないか、ということが考えられる。ランク設定そのものの改正もさることながら、ランク設定がされてい

ない業種に対するランクの設定も検討されてよいだろう。地域要件については、対象地域が再検討されるとしても、単純に区ごととか複数の区ごと、というよりも、工事に対してその工事を受注可能な入札参加有資格業者の数が、一定程度確保されていなければならないことが指摘される。

3) 公共工事採算状況

ここでは、2008年度の川崎市発注の公共工事について、工事の採算状況がどのようになっているのか、また、予定価格に対してどのような問題を感じているのかについて見ていきたい。

①公共工事採算状況

表 3-1、図 3-1 は川崎市発注の公共工事の採算状況（完成工事総利益率）についての回答である。全体で 139 件のうち少なくとも採算が取れたと回答された工事は 122 件、87.8%となっている。しかし、この設問における採算状況は完成工事利益率であり、いわば粗利益である。公共工事における採算状況がどのようになっているかを厳密に確認するには、諸経費の状況を確認しなければならない。今回の質問ではその点までは踏み込んでいないが、一般的に工事規模が小さくなれば諸経費の割合は大きくなると言える。今回、調査票を回収できた業者の受注工事は、ばらつきはあるものの比較的少額といえる工事が多かった。したがって、「0%以上 5%以下の利益の工事」という回答は 40 件あったが、これらの工事では営業利益が赤字である可能性が高いと言える。

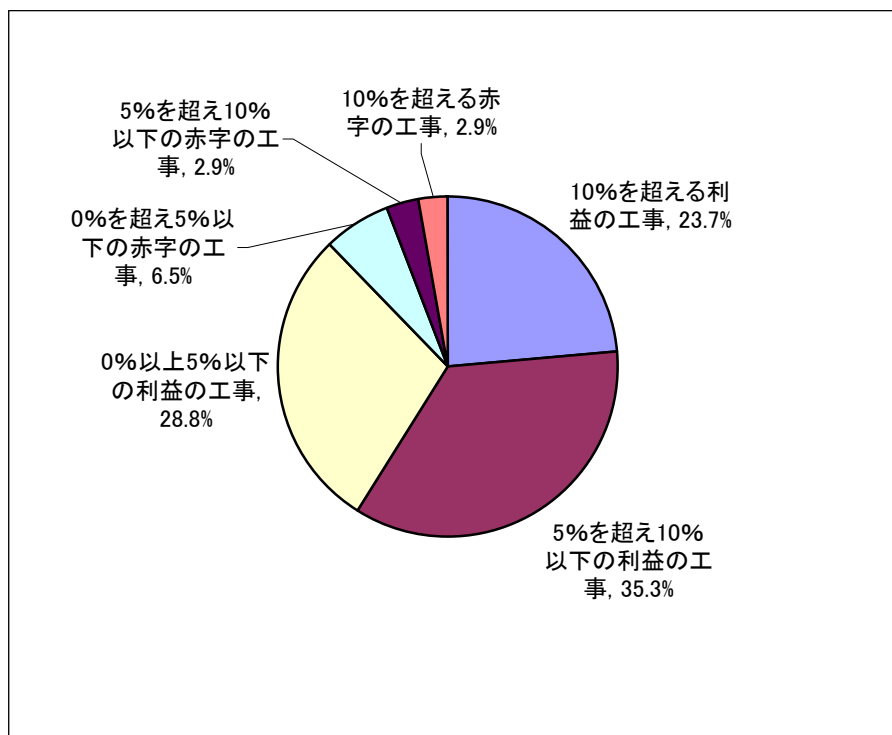
他方、赤字の工事は全部で 17 件存在し、割合にして 12.2%になる。これらの赤字工事に上述の「0%以上 5%以下の利益の工事」40 件を合わせると 57 件となり、割合にして実に 41.0%になる。

表 3-1 公共工事採算状況

項目	回答数	構成比
10%を超える利益の工事	33	23.7%
5%を超え10%以下の利益の工事	49	35.3%
0%以上5%以下の利益の工事	40	28.8%
小計	122	87.8%
0%を超え5%以下の赤字の工事	9	6.5%
5%を超え10%以下の赤字の工事	4	2.9%
10%を超える赤字の工事	4	2.9%
小計	17	12.2%
合計	139	100.0%

※2008年度落札工事件数は、127件となっているが、質問は2008年度に完成した工事の採算状況について質問しているため、回答数に違いがあると考えられる。

図 3-1 公共工事採算状況図



②公共工事赤字の原因

表 3-2 は公共工事の採算（完成工事総利益率）が赤字だった工事について、その主な原因の回答である。表 3-1 の示すとおり、赤字工事は 17 件となっており、その原因についての回答も全部で 13 件に留まっている。内容について確認すると、「発注者の積算上の原因」が 46.2%、「発注者の設計・施工管理上の原因」が 30.8%となっている。最も多い原因として挙げられている「発注者の積算上の原因」からは、後に入札辞退の理由で見られるように予定価格が低いという事態が推察される。また、「発注者の設計・施工管理上の原因」も赤字の原因として大きな割合を占めている。サンプル数が少ないことから一概には言えないが、発注者側が、きめ細かな設計や適切な指示、あるいは指導を十分に行なえなかったという可能性が指摘できるかもしれない。いずれにしても、これらの点をより明らかにするには、さらなる調査が必要である。

表 3-2 赤字工事の原因

原因	件数	構成比
発注者の積算上の原因	6	46.2%
発注者の設計・施工管理上の原因	4	30.8%
工事管理上原因	1	7.7%
下請業者の施工上の原因	1	7.7%
資金繰りの関係上やむなく受注	1	7.7%
合計回答数(複数回答者も含む)	13	100.0%

③公共工事实行原価と採算

表 3-3、図 3-2 は、公共工事の実行原価（現場管理経費を含む）と予定価格を比較した状況について質問した回答である。これは、実行原価と予定価格を比較したものであるため、実行原価と落札価格を比較したものではないことに注意が必要である。

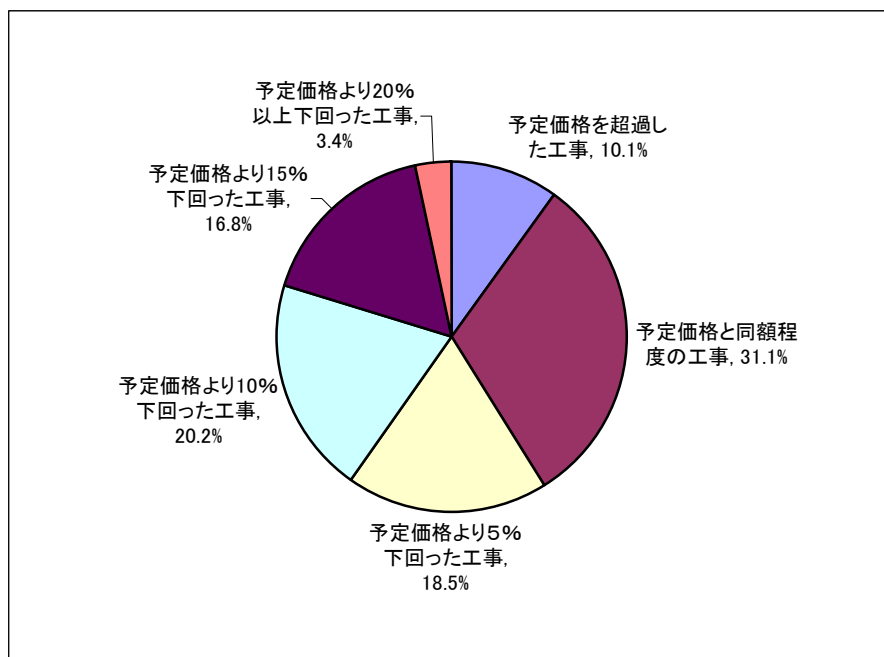
回答を見ると、「予定価格を超過した工事」と「予定価格と実行原価が同程度の工事」が合わせて 41%となっている。「予定価格を超過した工事」は、予定価格に対して 100%の落札率でも赤字となる工事である。同様に、「予定価格と同額程度の工事」は 100%で落札しても利益ゼロとなるし、「予定価格を 5%下回った工事」では予定価格に対して 95%以上の落札率でなければ利益が出ない計算になる。

「予定価格を超過した工事」から「予定価格より 10%下回った工事」までの回答数は、95 件（79.9%）とほぼ 8 割となっており、予定価格と実行原価の比較結果から、予定価格自体、適正利潤を確保することが困難な価格となっている可能性が指摘できよう。

表 3-3 公共工事实行原価と予定価格

項目	回答数	構成比
予定価格を超過した工事	12	10.1%
予定価格と同額程度の工事	37	31.1%
予定価格より5%下回った工事	22	18.5%
予定価格より10%下回った工事	24	20.2%
予定価格より15%下回った工事	20	16.8%
予定価格より20%以上下回った工事	4	3.4%
合計	119	100.0%

図 3-2 公共工事实行原価と予定価格



④ 予定価格の問題点

表 3-4 は、設計・積算、予定価格についての問題点をどのように捉えているかの回答である。複数回答も回答数に数えたため、合計数が回収票数より多くなっている。

まず、「設計・積算や予定価格には問題はない」とする回答は約 13%と低くなっており、入札参加業者は設計・積算、予定価格について、何らかの問題点を感じていることがわかる。設計・積算、予定価格の問題点について、アンケートの内訳を見ると、1位「発注者の設計が大雑把で計算外の仕事が多い」が 23 件 (32.9%)、2位「発注者のトータルの予定価格が低い」が 22 件 (31.4%)、3位「発注者の設計労務単価が低い」が 14 件 (20.0%) の順になっている。特に、1位、2位の問題点に現れているように、発注者側の積算や予定価格の低さに問題を感じていることがわかる。公共工事赤字の原因でも同様の問題点が指摘されており、重要な点と言える。

表 3-4 設計・積算、予定価格の問題点

問題点	件数	構成比
発注者の設計が大雑把で計算外の仕事が多い	23	32.9%
発注者のトータル予定価格が低い	22	31.4%
発注者の設計労務単価が低い	14	20.0%
発注者の設計・積算や予定価格には問題ない	9	12.9%
工期が短いため無理な施工をせざるを得ない	2	2.9%
合計	70	100.0%

次に、表 3-5 は、設計・積算、予定価格の問題点と業種をクロス集計した結果である。設計・積算、予定価格について問題があるとする回答数は、建築が 16 件、次いで土木が 12 件となっている。これは、今回回収できた調査票の業種では、建築 12 社、土木、空調・衛生、電気が 8 社となっているからであろう。「発注者の設計が大雑把で計算外の仕事が多い」という問題点に着目してみると、建築では 12 社中 5 社、土木では 8 社中 4 社、空調・衛生では 8 社中 4 社、電気では 8 社中 3 社が問題だと回答している。調査票を回収できたそれぞれの業種で約半数の企業は、発注者の設計・積算に問題があると捉えていることになる。

表 3-5 設計・積算、予定価格の問題点と業種

問題	業種															総計		
	とび・ 土工	下水 管きよ	機械	空調・ 衛生	建具	建築	消防	水道 施設	造園	通信	電気	塗装	土木	内装	舗装		防水	無回答
発注者の設計が大雑把 で計算外の仕事が多い				4		5		1		1	3		4	1	1	1	2	23
				5.7%		7.1%		1.4%		1.4%	4.3%		5.7%	1.4%	1.4%	1.4%	2.9%	32.9%
発注者のトータルの予 定価格が低い			1	3	1	5		1	1	1	2		4	1			2	22
			1.4%	4.3%	1.4%	7.1%		1.4%	1.4%	1.4%	2.9%		5.7%	1.4%			2.9%	31.4%
設計労務単価が低い					1	3		1	1	1	1		3			1	2	14
					1.4%	4.3%		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%		4.3%			1.4%	2.9%	20.0%
発注者の設計・積算や予定 価格には問題はない	1	1		2		2	1					1					1	9
	1.4%	1.4%		2.9%		2.9%	1.4%					1.4%					1.4%	12.9%
工期が短いため無理な 施工をせざるを得ない						1							1					2
						1.4%							1.4%					2.9%
合計	1	1	1	9	2	16	1	3	2	3	6	1	12	2	2	1	7	70
	1.4%	1.4%	1.4%	12.9%	2.9%	22.9%	1.4%	4.3%	2.9%	4.3%	8.6%	1.4%	17.1%	2.9%	2.9%	1.4%	10.0%	100.0%

4) 入札辞退状況と予定価格の公表

3) 公共工事採算状況では、公共工事の採算状況と予定価格の問題点について見てきたが、ここでは、入札を辞退したことがあるかどうか、また、その理由は何か、という設問に対する回答を確認する。さらに、予定価格の公表方法として、事前公表がよいと考えられているのか、事後公表が望まれているのか、などについて、調査結果を概観したい。

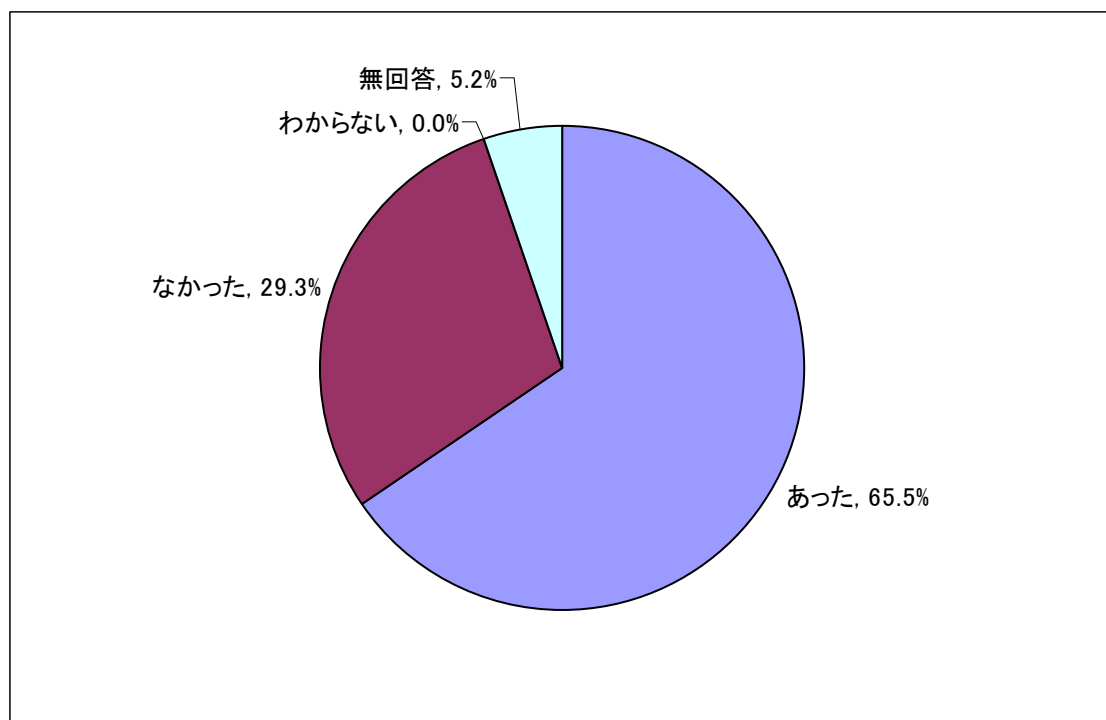
①入札辞退の状況

表 4-1 入札辞退の状況

項目	件数	構成比
あった	38	64.4%
なかった	17	28.8%
わからない	0	0.0%
無回答	4	6.8%
合計	59	100.0%

表 4-1はこの3年間で入札辞退をしたことがあったかどうか、という質問に対する回答である。「入札を辞退したことがある」と回答した業者数は59社中38社にのぼり、構成比で見ると64.4%となっている。6割を超える業者が入札を辞退したことがある結果となったが、「入札を辞退したことがない」と回答した17社のうち、5社はこの1年間入札に参加していない。その分を加味すると入札を辞退する業者の割合はさらに大きくなり、そもそも入札に参加しない業者の存在も考慮すると、公共工事の落札、さらには入札参加自体が困難になってきていると言えるのではないだろうか。

図 4-1 入札辞退の状況



②辞退理由

次に、入札辞退の理由について見てみよう。表 4-2 は、入札辞退の理由についての回答結果である。最も多い回答は「予定価格が採算ベースに達しなかったから」で 18 件、構成比 42.9%となっている。公告時に事前公表されてきた予定価格が低いというところに入札辞退の最も大きな原因が確認される。また、「低価格受注競争が激しいから」という理由も 11 件（26.2%）と大きな割合を占めている。公共、民間を問わず建設工事は減少傾向にあり、業者間の競争が激化し、それがさらに工事価格を下げるという状況にある。この状況に歯止めをかけるには、適正な価格の設定や取引関係のルール構築が必要である。さらに、「技術者の配置ができなかったから」という理由も 13 件、構成比 31%となっている。公共工事を受注した場合、技術者を専任配置しなければならず、同じ配置技術者名で申請している他の入札は辞退せざるをえない。公共工事に限らず、工事品質を確保するため、技術者の配置は必要不可欠である。しかし、例えば、隣接する現場であった場合、などには技術者の現場兼務の申請が認められるということが検討されても良いのではないかと。

これら以外の辞退理由としては、自由回答として「自社工事が忙しい為」、「設計内容を見てから判断する」、「経審届の遅れ」、「見積もりする時間がなかった」などの理由が挙げられている。

表 4-2 入札辞退の理由

辞退理由	件数	構成比
予定価格が採算ベースに達しなかったから	18	42.9%
技術者の配置ができなかったから	13	31.0%
低価格受注競争が激しいから	11	26.2%
下請業者が不足していたから	0	0.0%
合計	42	100.0%

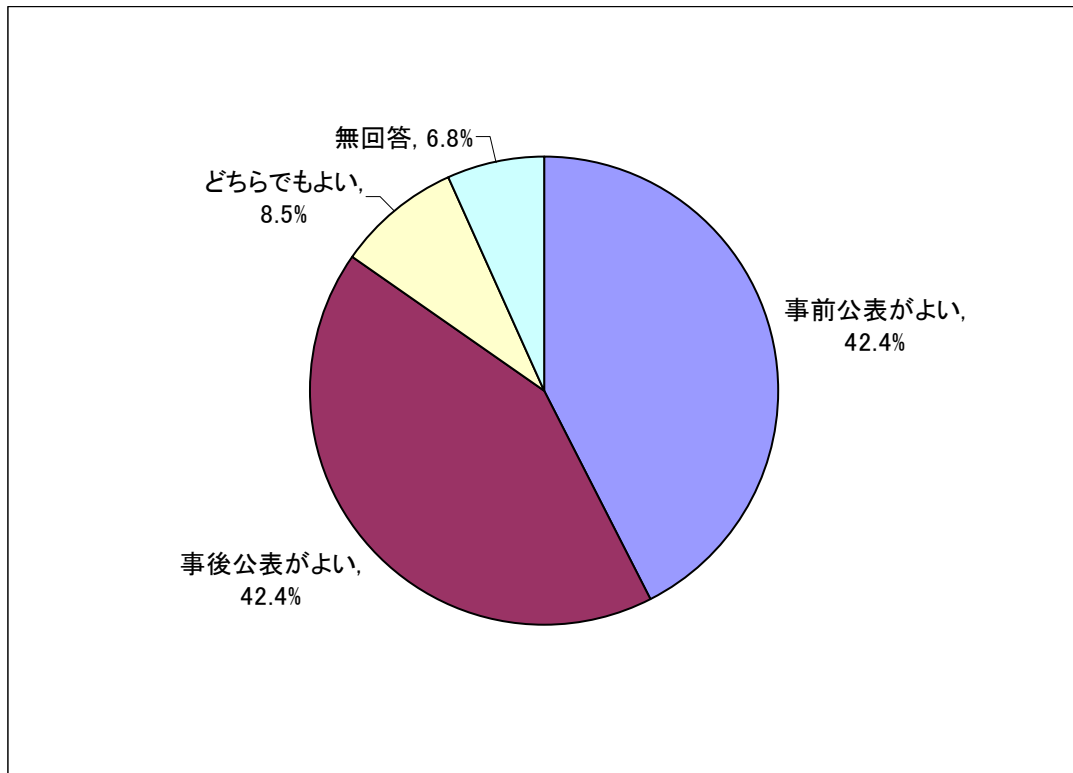
③予定価格公表方法

表 4-3 予定価格の公表方法

項目	件数	構成比
事前公表がよい	25	42.4%
事後公表がよい	25	42.4%
どちらでもよい	5	8.5%
無回答	4	6.8%
合計	59	100.0%

表 4-3、図 4-2 は予定価格の公表方法について、事前公表が望ましいか、事後公表にすべきかについての回答結果である。予定価格の事前公表は、過度の価格競争が助長されている、最低価格に入札が集中しくじ引き落札が増加している、などの理由により業者団体から「事前公表廃止」の要望がだされ、川崎市においても予定価格の事後公表が試行実施されている。今回の回答結果を見ると「事前公表がよい」「事後公表がよい」はいずれも 25 件で同率になっている。したがって、この結果を単純に見ただけでは、事前公表、事後公表のどちらが望まれているのか、断定できない。事前公表がよいか事後公表がよいか、それぞれの回答業者の特徴を見る必要がある。

図 4-2 予定価格の公表方法



最初に、資本金階層別に見てみよう。表 4-4 は資本金階層別に予定価格の事前公表と事後公表について、どちらの公表方法が望ましいかという回答をクロス集計したものである。しかし、このデータでは、事前公表と事後公表についてどちらがよいと考えているか、全体のデータと同様ほぼ半数であり、特徴は抽出できなかった。

表 4-4 資本金階層別予定価格公表方法

資本金階層 \ 公表方法	事前公表がよい	事後公表がよい	どちらでもよい	無回答	総計
500万円未満	3			1	4
500万円以上1000万円未満		2			2
1000万円以上3000万円未満	14	12	2	2	30
3000万円以上5000万円未満	4	7	2	1	14
5000万円以上1億円未満	1	2			3
1億円以上10億円未満	3	2	1		6
総計	25	25	5	4	59

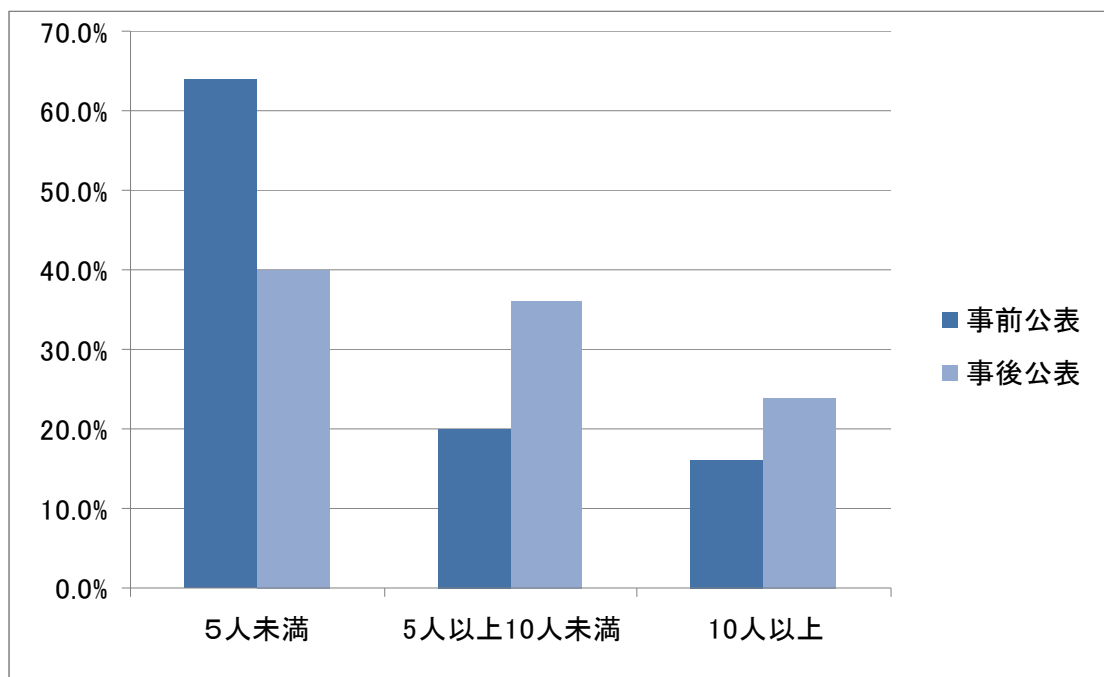
そこで、さまざまな回答と予定価格の公表方法についてのクロス集計を行った結果、以下の項目との集計において、特徴が抽出できた。それは、「雇用技術者数と予定価格公表方法」、「業者ランクと予定価格公表方法」、「公共工事受注金額合計と予定価格公表方法」で

ある。以下、順に見ていきたい。

まず、「雇用技術者数と予定価格公表方法」であるが、図 4-3 は雇用している技術者の数と予定価格の公表方法についてのクロス集計結果を図にしたものである。技術者は公共工事受注時の積算を担っていると考えられる。図 4-3 を見ると雇用している技術者数が 5 人未満の企業では事前公表がよいとの回答が多くなっているが、技術者数が 5 人以上の企業では、事後公表がよいとの回答割合が多くなっている。

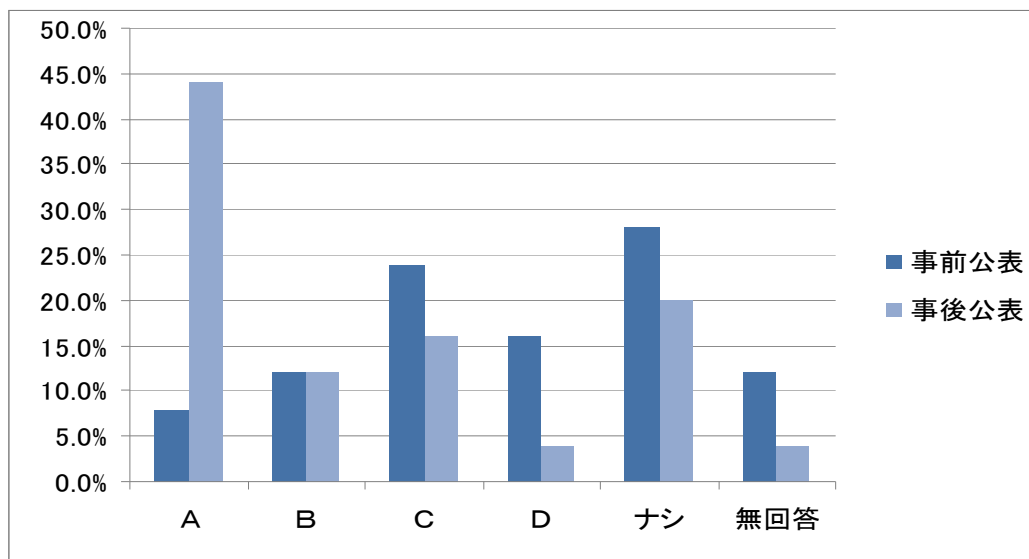
技術者を多数抱えている企業は技術者数が少ない企業よりも、積算を実施する能力が高いと考えられる。これらのことから、技術者数の少ない企業では、より詳細な積算を実施するよりも、事前公表された予定価格から入札価格を算出している可能性のあることが指摘できよう。

図 4-3 雇用技術者数と予定価格公表方法



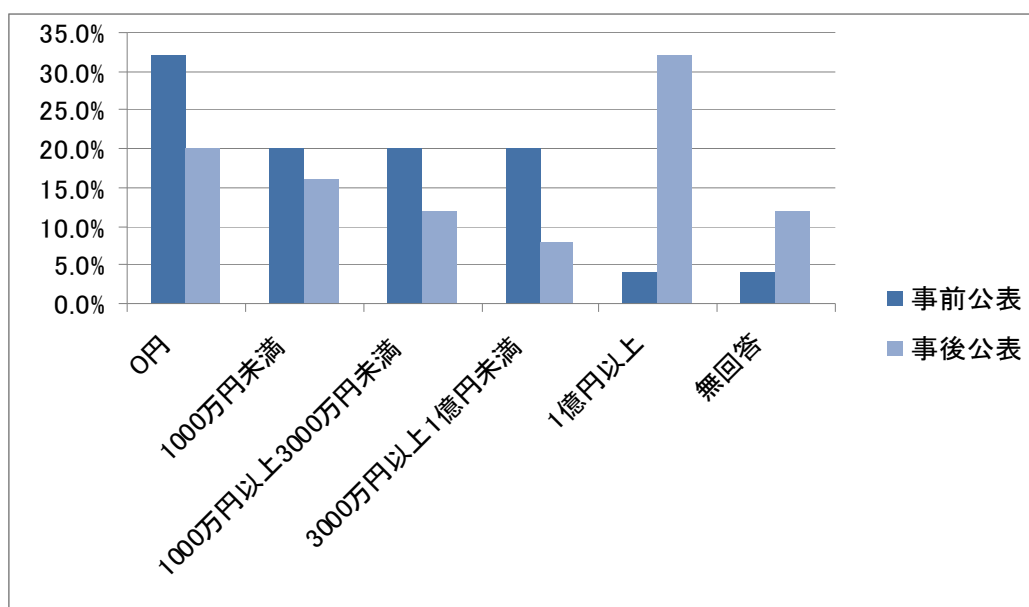
次に、「業者ランクと予定価格公表方法」のクロス集計結果を見てみよう。図 4-4 は業者ランクと予定価格公表方法についてクロス集計したものである。A ランクの企業では、圧倒的に事後公表がよいと回答されている。B ランクでは事前公表、事後公表は同率であるが、ランクが C では事前公表が良いとする回答が多くなり、D ではほとんどの企業が事前公表を希望していることがわかる。業者ランクが高い企業ほど事後公表がよいと回答しているという傾向が確認される。

図 4-4 業者ランクと予定価格公表方法



続いて、「公共工事受注金額合計と予定価格公表方法」について見てみよう。図 4-5 は「公共工事受注金額合計と予定価格公表方法」についてのクロス集計結果を図で表したものである。2008 年度の公共工事受注金額が 0 円、つまり 1 件も受注がなかった企業では、事前公表がよいと考えている企業の割合が多くなっている。また、公共工事の受注金額が 1 億円未満の企業においても、同様に事前公表がよいと回答した企業の割合が大きい。しかし、受注金額 1 億円以上の企業になると、逆に、事後公表を望む回答が圧倒的に多くなっている。

図 4-5 公共工事受注金額合計と予定価格公表方法



さて、予定価格の公表方法についてどのような企業が事前公表、事後公表のどちらを希望しているか、という点について見てきたが、その結果は次の通りであった。

まず、雇用している技術者の数からみると、雇用している技術者数が多いほど予定価格は事後公表が望ましいという結果であった。次に、業者ランク別にみると、ランクの高い企業ほど事後公表を望んでいることが確認された。そして、受注金額合計の階層別にみた場合には、受注金額が1億円未満の場合には事前公表を希望する企業の割合が大きかったが、1億円以上受注している企業では事後公表がよいという回答割合が大きくなっている。

これらのことから、今回のアンケート調査における予定価格公表方法として、次のことが言えよう。すなわち、雇用している技術者の数が多く業者ランクが高く、さらに実際に公共工事の受注金額が多い企業は、事後公表が望ましいと感じている、ということである。

④最低制限価格

川崎市では予定価格3億円未満の工事について、予定価格の70%~90%の範囲内で最低制限価格が設定されている。最低制限価格は、2009年4月までは予定価格の70%~85%の範囲内で設定するとされていたが、2009年5月1日からは上限が90%に見直されている。上限の引き上げは評価されるものであるが、アンケートの回答結果を見ると、「最低制限価格の上限を予定価格の90%以上に引き上げるべき」という意見が28件となっており、構成比では約半数を占めている。次いで、多かったのは「最低制限価格は現状のままでよい」という回答である。

表 4-5 最低制限価格についての考え

項目	件数	構成比
最低制限価格の上限を予定価格の90%以上に引き上げるべき	28	47.5%
最低制限価格は現状のままでよい	12	20.3%
最低制限価格の下限を予定価格の70%以上に引き上げるべき	9	15.3%
最低制限価格が適用される範囲を予定価格3億円以上に拡大するべき	3	5.1%
無回答	7	11.9%
合計	59	100.0%

また、最低制限価格については、次のような意見も見られた。

「管理作業委託の最低制限価格の設定。例：水道局発注の樹木（植樹管理作業委託）現在最低制限価格が設定されていないようですので、品質確保のためにも設けていただきたい」

⑤歩切りについて

表 4-6 は、川崎市発注の公共工事において歩切りが行われているかどうかについて、どのように感じているかについての回答である。回答で最も多かったのは「わからない」で約45%となっている。しかし、「現在も歩切りは行なわれている」は19件、32.8%と約3分

の1の業者が現在も歩切りが行なわれていると感じている。歩切りは、国交省でも予算削減などの理由で「都道府県によってはいまだに常習となっている」と認識している。川崎市の職員へのヒアリングでは歩切りは行なわれていないという回答であったが、予定価格づくりのより明確なルールが求められていると言えよう。

表 4-6 歩切りの有無について

項目	件数	構成比
わからない	26	44.1%
現在も歩切りは行われている	19	32.2%
過去には歩切りがあったが現在は無い	6	10.2%
過去から現在まで歩切りは行なわれていない	2	3.4%
無回答	6	10.2%
合計	59	100.0%

5) 公共工事発注政策

ここでは、川崎市発注の公共工事の発注政策について、①市内業者優先発注についての改善すべき内容、②JV についての評価、③大規模工事の分離・分割発注についての評価、④随意契約についての評価、⑤公契約条例についての認識、の5項目をどのように捉えているのかを確認したい。

①市内業者優先発注にする上での改善内容

表 5-1 は、市内業者へ優先発注する上で改善すべき内容についての回答である。市内業者への優先発注について最も多かった回答は、「大規模工事を可能な限り分離・分割発注し、市内業者が受注できるようにする」で、29 件（26.9%）であった。川崎市発注の公共工事について、2008 年度の金額別発注金額の内訳を見ると、公共工事総額 617 億円のうち「1 億円以上の工事」が約 417 億円発注されており、実に 68% を占めている。これらの少なからぬ部分は、市外・準市内・JV の大手企業に発注されており、市内業者が受注することは困難な状況になっている。この回答結果は、実際に入札に参加する市内業者が川崎市発注の公共工事が大型工事に偏り発注されていると感じていることを裏づけるものであろう。

これにつづく回答は、「発注標準の改善とランク別業者数に見合った発注工事量の確保」が 27 件（25%）、「地域要件を強化して、市外、準市内業者の入札参加を制限する」が 22 件（20.4%）となっている。「発注標準の改善とランク別業者数に見合った発注工事量の確保」に問題を感じているということは、発注標準と業者のランクに実際にはズレがあることを示していると言えるかもしれない。実際に調査票の自由回答欄には、「特に A ランク内では上位の業者と下位の業者に差がありすぎる」や、「ランク分けが経審の点数だけで行われてしまうのは問題がある」などの回答が見られた。業者数や業者規模に応じたランク設定と、ランクごとの発注標準金額など、検討されるべき課題が残されていると言えよう。

表 5-1 市内業者優先発注にする上での改善内容

改善内容	件数	構成比
大規模工事を可能な限り分離・分割発注し、市内業者が受注できるようにする	29	26.9%
発注標準の改善とランク別業者数に見合った発注工事量の確保	27	25.0%
地域要件を強化して、市外、準市内業者の入札参加を制限	22	20.4%
総合評価方式の評価項目に地域要件のポイントを高くする	12	11.1%
主観評価制度をより活用	7	6.5%
市内業者同士のJV(共同企業体)を増やす	6	5.6%
準市内業者という地域区分をなくし市外業者とする	2	1.9%
無回答	3	2.8%
合計	108	100.0%

②JV についての評価

JV についての評価は表 5-2 のようになっている。回答を確認してみると、「市内業者同士の JV を増やすべき」が 32 件、54.2% と半数を超えている。川崎市では市内業者のみの JV

が受注している工事が一定程度確保されている。市内業者1社では施工が困難な工事でも市内業者の共同によって受注が可能になるということは、市内業者育成の観点からも重要である。しかし、他方で、全国展開している市外業者が幹事企業となって実施されている大規模工事が存在することも事実である。また、次いで多かったのは、「JV方式による入札はなくすべき」という意見で、15.3%となっている。自由回答にも、「JVを組まなくても出来る仕事がJVで発注されていた」という意見が見られた。

表 5-2 JV についての評価

項目	回答数	構成比
市内業者同士のJVを増やすべき	32	54.2%
JV方式による入札はなくすべき	9	15.3%
JVと単独企業との混合入札を増やすべき	6	10.2%
市外業者と市内業者のJVを増やすべき	3	5.1%
無回答	9	15.3%
合計	59	100.0%

③大規模工事の分離・分割発注についての評価

大規模工事の分離・分割発注については「従来どおり、大規模工事を総価契約で元請業者に発注する方式が良い」と回答したのはわずか4件に留まっているが、「大規模工事は業種ごとに分離できるものは分離発注すべき」が32件（54.2%）、「大規模工事はできるだけ分割して発注すべき」が16件（27.1%）と大きな割合を占めている。

中小業者が大規模工事を受注する上で、分離・分割発注は大きな手段と言える。しかし、例えば、分離発注は専門工事業者に直接発注することによりコスト削減の実現可能性を持っているが、他方で、分割発注は重複する経費がかさみコストが増える場合や、発注側での負担が増加する可能性が存在することから、十分に吟味されなければならない。

表 5-3 大規模工事の分離・分割発注についての評価

項目	回答数	構成比
大規模工事は業種ごとに分離できるものは分離発注すべき	32	54.2%
大規模工事はできるだけ分割して発注すべき	16	27.1%
従来どおり、大規模工事を総価契約で元請業者に発注する方式が良い	4	6.8%
大規模工事は分離・分割発注でなくJV方式にすべき	1	1.7%
無回答	6	10.2%
合計	59	100.0%

④随意契約についての評価

表 5-4 は、随意契約についての回答結果である。随意契約については、「一定規模以下の小額工事は地元業者に随意契約すべき」が27件（36.5%）、「工事の性質上、競争入札に適さないものはできるだけ随意契約にすべき」が26件（35.1%）となっており、この2つで回答の大半を占めている。

会計法第 29 条 5 には「契約に係る予定価格が小額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる」と定められている。2008 年度の川崎市の随意契約案件は全部で 69 件あったが、小額工事であることを理由に随意契約に付された案件はない。地方自治法第 234 条第 2 項には、随意契約によることができる場合が定められているが、川崎市の随意契約案件のうち、大部分は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」に該当している。

また、「大手企業の受注案件に随意契約が多いのは適正ではない」という意見も 10 件、13.7%あったが、次のような自由回答があった。

「ごみ焼却施設に関する工事において、プラントメーカーへの随意契約が行なわれているが、これはおかしい。プラントメーカーでないと、あたかも施工できないと『理由書』に書かれているが、そんなことはない。川崎市の努力不足である。他の自治体は既に入札制度改革により、上記分野においても『入札』が行なわれている。プラントメーカーの言いなりでは、入札制度改革は実現できない。参考までに神奈川県内でも上記分野においてプラントメーカーを排除し、中小企業が落札してきちんとした施工が行なわれている。それにより、プラントメーカーの 1/3 くらいの予算で施工ができる。本年から大磯町でも随意契約から『一般競争入札』に切り替えている。おそらく町長が代わられたこともあるのだろうが、プラントメーカーでなくてもできるとふんだからであろう。この分野においては、予定価格があまりにも高すぎる。随意契約の見直しをするべきである。プラントメーカーでないと施工できないというのは『ウソ』。言い訳にすぎない。実際にプラントメーカーでない会社が工事を行なっている自治体はいくらでもある。」

ここには、大型案件を一括で随意契約発注していることに対する問題点が述べられている。大規模プラントメーカーでなく市内の業者に発注すれば、地域経済振興につながるとともに、公共工事費も大幅に節減できるという内容である。

表 5-4 随意契約についての評価

項目	回答数	構成比
一定規模以下の小額工事は地元業者に随意契約すべき	27	36.5%
工事の性質上、競争入札に適さないものはできるだけ随意契約にすべき	26	35.1%
大手企業の受注案件に随意契約が多いの適正ではない	10	13.5%
設備の修理や加工を行うメーカー発注に随意契約が多いのは適正でない	5	6.8%
現状のままでよい	2	2.7%
無回答	4	5.4%
合計	74	100.0%

⑤公契約条例についての認識

2009年9月、千葉県野田市において、全国で初めて「公契約条例」が制定された。野田市の「公契約条例」は次の目的をもって制定されている。

「この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。」

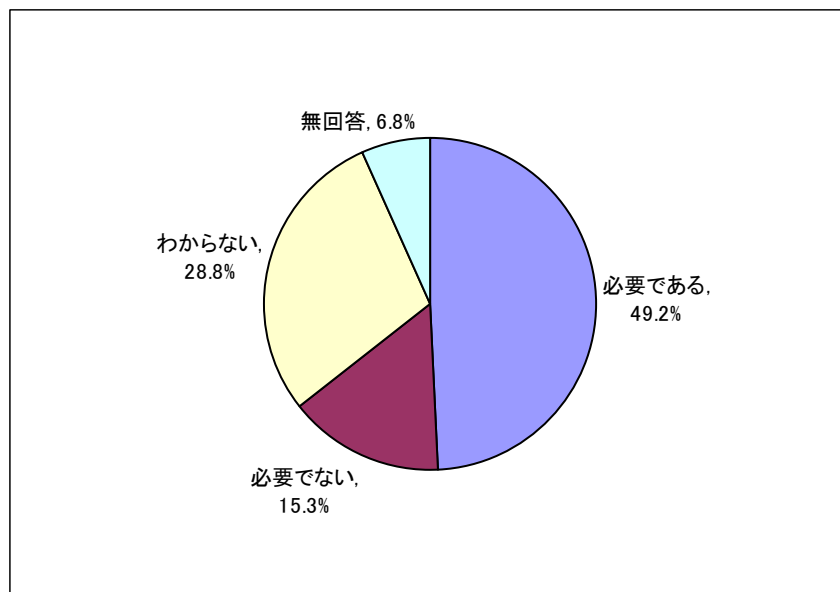
具体的には、予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約、又は、予定価格が1000万円以上の工事又は製造以外の請負の契約のうち、市長が別に定めるもの、について、労働者に対して別に定められた最低額以上の賃金を支払わなければならない、というものである。

アンケートを見ると、「必要である」と回答したのは29社で半数にのぼる。「わからない」17社、「無回答」4社を合計した21社を全回答業者59社から除いた38社で換算すると、その割合は75%以上になる。条例の内容を知っている業者のほとんどが公契約条例の必要性を認識していると言えよう。千葉県野田市の公契約条例には、「予定価格1億円以上の工事」という制限がついていることや、適用される労働者の範囲に曖昧な部分があるという点に問題が残されているが、こうした条例が広がることは建設産業にとって大きな意味を持っている。

表 5-5 公契約条例についての認識

項目	回答数	構成比
必要である	29	49.2%
必要でない	9	15.3%
わからない	17	28.8%
無回答	4	6.8%
合計	59	100.0%

図 5-1 公契約条例についての認識



⑥改革すべき入札制度内容

次に、川崎市の入札制度について、どのような点が改革されるべきであると考えているのか、質問 19 を設けて、自由に回答していただいた。質問 19 は、「川崎市の入札制度について改革すべき内容をご自由にお書きください」というものである。

回答の主要なものを挙げれば、以下のとおりである。

「指名競争入札制度が良い」

「施工評価を入札に反映させるような制度を作る。良質な製品を提供できない業者を減らす」

「A ランクにおいて、業者数を確保する必要があると思うが、A の最低と最高では、経審の点数はもちろん、実態として会社の規模が違いすぎる。特に J V 発注案件において、スポンサーとなれる会社に別段の制限（点数ないし完工高）を設けてもらいたい」

「不良・不適格業者の入札参加排除」

見られるように、質問 4 「過当競争防止施策」に対する回答と同じような内容となっている。激化する競争を緩和するためにも、入札制度の改革が大きく望まれている。また、この設問に対する解答として、比較的多かったと言えるのは、予定価格に関する回答である。それらを確認すると、次のようになっている。

「予定価格の事前公表は避け、最低制限価格を引き上げる。(85%程度まで)」

「予定価格が安い。設計書でみている建設機械等を入札前に公表し、質問期間を設ける」

「予定価格の事前公表を取り消すなら、使用歩掛りの掲載や見積業者や製品の価格公表を望む」

さらに、地域業者、中小業者に関する回答として、次の回答が挙げられる。

「市内中小企業育成のため市内中小企業は必ず条件に入れる。現在の入札状況の多くは分離発注であるので、100%分離にしてほしい」

「地元業者優先。最低制限価格変動。専門業者に分離発注増大」

いずれも、地域に根ざす地元建設業振興を望む声である。川崎市の公共工事発注では、市内業者限定のものが少なくない。しかしながら、それでも上記のような声が回答されていることを考えると、地域要件について、さらに検討される必要があると言えよう。

最後に、これら以外の特徴的な回答として、2、3紹介しておきたい。

「設計内訳書の内容・規格などが各建設センターは設計者によって違いがありすぎる。統一性をもたせるべき」

「県の入札用設計書を見習い、一式計上をなくし、採用した見積金額を明らかにする等、業者が普通に積算できるようにする。そして予定価格の事後公表を行なうべき」

6) 地域建設業の振興に向けて

最後に、地域建設業の振興に向けて、①現在どのような経営上の悩みがあるのか、②今後の地域建設業振興のため、川崎市に要望することは何か、という点についての回答を確認したい。

①事業経営上の悩み

表 6-1 事業経営上の悩み

項目	回答数	構成比
受注価格の低下	43	26.1%
受注量の減少	41	24.8%
今後の公共工事の減少	21	12.7%
今後の民間工事の減少	12	7.3%
建設産業の見通しが不明	10	6.1%
優秀な技術者不足	9	5.5%
後継者難	6	3.6%
熟練技能者不足	5	3.0%
コストダウンが困難	5	3.0%
金融機関の貸し渋り	4	2.4%
赤字工事が多く利益が減少	4	2.4%
資金繰りの困難	3	1.8%
人員の過剰	1	0.6%
回収不能の売掛金の増加	1	0.6%
技術や制度の変化についていけない	0	0.0%
合計	165	100.0%

事業経営上の悩みについては15項目を設け、大きいものを3つ以内で回答を選んで頂いた。その回答数と構成比は表 6-1 のようになっている。最も回答数が多かったのは、「受注価格の低下」で43件(26.1%)であり、次いで「受注量の減少」が41件(24.8%)となっている。建設産業全体の工事量が減少傾向にある中で、競争が激化して受注価格が下落傾向にあることが問題となっている。

さらに、「今後の公共工事の減少」が21件(12.7%)、「今後の民間工事の減少」が12件(7.3%)と続いており、減少傾向にある工事量が今後ますます減少していくのではないかと、この悩みを抱えている。そして、「建設産業の見通しが不明」と回答した業者も10社あり、建設産業の将来に不安を抱いている状況となっている。

地域建設産業が回復するには、今後の工事受注量の確保と受注価格の低下傾向に歯止めをかけることが不可欠である。そのような観点からも公共工事は地域経済にとって重要な役割を担っている。また、これらの悩み以外にも技術者や後継者の不足、金融機関の貸し渋りや困難な資金繰り、など問題は多岐に亘っている。

なお、自由回答には次のような意見が寄せられている。

「銀行の貸し渋りに困っている」

「下請いじめが多すぎる(赤字工事、回収不能、技術の低下)」

②川崎市への要望

市内業者の川崎市への要望は回答数の多い順に「市内業者向け公共工事の拡大」39件(26.2%)、「不良不適格業者の排除施策」27件(18.1%)、「過度な競争を防止する施策」20件(13.4%)となっている。事業経営上の悩みで確認したように、工事量が絶対的に減

少しており、「市内業者向けの公共工事の拡大」を切に望んでいることがわかる。特に、川崎市は大型公共事業の割合が大きくなっており、その点からも市内業者向けの公共工事が拡大されて良いのではないだろうか。また、2位には「不良不適格業者の排除施策」が続いているが、その点に関しては次のような自由回答が寄せられている。

「もう少し建設業（会社を作る為）の認可を厳しくするようにしてもらいたい。会社がつぶれても、2、3ヶ月後にまた会社を作り始めるケースが多すぎる。」

また、3位には「過度な競争を防止する施策」の実施が望まれており、ますます少なくなる公共工事の入札に多くの業者が参加し、受注価格競争が激化している現状が見られる。

「建設労働者の賃金の向上」や「各職種の若手技能者の養成の支援」、「若手技術者の建設業参入および技術の養成への支援」も喫緊の課題となっており、建設産業が再生産されるためにも、公契約条例の制定や就労支援など行政の役割はますます大きくなっていると言えよう。

表 6-2 川崎市への要望

項目	回答数	構成比
市内業者向け公共工事の拡大	39	26.2%
不良不適格業者の排除施策	27	18.1%
過度な競争を防止する施策	20	13.4%
専門工事業の元請受注の拡大	12	8.1%
各職種の若手技能者の養成への支援	11	7.4%
建設労働者の賃金向上	11	7.4%
若手技術者の建設業参入および技術の養成への支援	9	6.0%
市行政機関に建設業振興のための部署を設ける	6	4.0%
公的融資の拡大	6	4.0%
元請・下請関係の適正化指導	3	2.0%
経営相談を含めた企業への具体的支援	2	1.3%
新分野進出への支援	2	1.3%
品質管理能力向上への支援	1	0.7%
重層下請解消への施策	0	0.0%
合計	149	100.0%

2. アンケート調査のまとめ

さて、これまでアンケート調査の結果について、各設問に沿ってそれぞれ概観してきた。ここでは、それらの調査結果について簡単にまとめてみたい。

(1) アンケート結果からみえた問題点

今回のアンケートの結果をみると、川崎市内の建設事業者が最も大きな問題点であると感じているのは、工事の受注量の低下と受注価格の低下である。さらに、今後の受注量の低下、受注価格の低下も懸念されており、事業そのものが継続できるのかという不安を抱いている状況であることがわかる。

建設産業に対する投資は過去 20 年間、一貫して減少を続けており、国内総生産に占める建設投資の比率は、1990 年度には 18%程度であったが、2008 年度には 9.5%まで落ち込んでいる。この傾向は、川崎市内においても同様に確認される。本アンケートの結果をみると、公共工事に比べて民間工事の受注比率が高くなっている。その要因の 1 つとして、民間工事の減少率に比べて公共工事の減少率が大きいということが挙げられよう。公共工事は、小泉内閣の構造改革路線に従って、2000 年度以降、減少を続け、その投資水準は 2008 年度には 2000 年度の 50%程度にまで激減している。特に、国の削減割合に比べて市町村の減少額が大きくなっており、地方の工事が集中して削減されている。

また、このような状況の中、談合問題をきっかけとして公共工事発注政策の改革が進められてきた。行政機関と業者の癒着、あるいは談合問題で特に問題とされたのは、工事価格の高止まりと高い落札率での受注であった。これらの問題を受けて、公共工事発注制度と入札制度は競争性を重視した改革が実施されてきた。ところが、建設投資の減少と競争性を重視した入札制度改革によって、低価格受注競争は激化してきている状況である。特に、地方公共団体の発注する公共工事の減少が大きく、地域の建設業者の倒産が相次いでいる。このような問題を背景として、今回のアンケート結果でも、過当競争が大きな問題とされており、過当競争の防止と市内業者向けの公共工事拡大が切に望まれている。

アンケートの結果では、過当競争の防止施策として、指名競争の増加、発注標準と格付の改善、地域要件設定の再検討などが指摘されている。格付のない業種では格付の設定が望まれており、格付のある業種では、その格付基準が問題とされている。格付については、ランク内での資本規模の格差を指摘する意見がみられた。

次に、川崎市発注の公共事業における問題点として、予定価格に関するものが挙げられている。入札を辞退したことがあるとの回答は 65%を超えているが、予定価格が採算ベースに達しなかったから、という原因が最も多くなっている。また、それを裏付けるものとして予定価格と実行原価を比較した回答をみると、受注した公共工事で適正な利潤を得ることが難しくなっている状況が伺える。これらは、入札に参加した事業者の回答からみえる問題点であるが、そもそも入札に参加しなかった、あるいは落札できなかったとの回答

も4割程度あり、市内業者は公共事業での受注が困難になっていることがわかる。

また、最低制限価格制度についてみると、上限を90%以上に引き上げて欲しいという意見が大半を占めており、歯止めのかからない価格競争に対する施策が望まれている。

アンケートの結果から、市内業者は、受注量と受注価格の低下を中心に、地域での仕事を確保することが困難になっている状況であることがわかる。

(2) 地域建設業の再生と地域経済の振興に向けて

サブプライム・ローンの破綻に端を発したアメリカの金融危機が深刻化する中で、近年、日本経済も大幅に落ち込んでいる。そのような状況の中、内需主導型経済構造の確立が大きな課題となっているが、公共事業はその中でも重要な焦点となっている。公共事業政策は、時代とともにその役割を変化させ推移してきた。インフラの整備や需要の掘り起こし、景気対策や地方経済の振興施策など、様々な側面が指摘できる。ところが、既にみたように、公共事業は2000年度前後から大幅に減少しはじめ、地域建設業者の衰退や倒産をもたらし、地域経済に大きな打撃を与えている。

内需主導型経済構造を確立するためには、一部の都市地域に偏った経済発展ではなく、地方公共団体単位での地域内の循環経済が確立される必要がある。市町村などの基礎自治体を単位として、当該地域に根ざす産業の育成や、地域住民生活に関わる医療や社会福祉の充実などに投資されることが望まれる。それらが実施されることによって、地域経済の振興と雇用創出が図られ、地域内での経済基盤が強化されよう。建設業は、地域経済の重要な担い手である。そして、地域建設業への投資は、地域での雇用を促進し、商店や建設関連産業など地域に根ざす産業への波及効果が高いということができる。

競争性のみが重視され改革されてきた入札制度は、低価格受注競争の激化をもたらしている。公共工事は市民の税金を原資としており、公正な入札・契約、設計・積算等が実施され、業者間における適度な競争性が確保される必要がある。さらに、その実施経過と結果の公開が求められる。他方で、公共事業は完成物の品質や安全性の確保、地域経済の振興という役割も求められており、公正で公平、かつ地域建設業振興にも目を向けた公共工事発注政策が求められる。

アンケートから明らかになった問題点との関連でいえば、まず、入札参加資格を有する業者がある程度入札に参加し、落札可能な発注政策が採られることが望まれる。アンケートの回答にあったように、落札できなかった、あるいは入札そのものに参加しなかった業者は4割近くにのぼっている。川崎市発注の公共工事は大型工事に偏っているという特徴があるが、アンケートの結果では、大型工事は分離・分割発注すべきとの回答が多くなっており、特に、中小業者の入札参加機会を確保する必要がある。

C、Dランクの業者に対する工事量を確保するために、発注標準の改善、格付基準の再検討なども有効な手段といえる。特に、アンケートの自由回答には、経審の点数で格付が決まってしまうと高いランクになるほど、ランク内部での規模が違いすぎるという意見があ

った。これらの結果にみられる特徴として、入札競争が同じ条件の業者間での競争でなくなっているということがいえる。

また、予定価格に関する問題点としては、予定価格水準の適正性が問われる。アンケート結果をみると、入札辞退の原因や予定価格に関する問題点として、予定価格の水準が低いという意見が多くみられた。実行予算との比較では適正な利潤の確保が困難となっていることから、予定価格の積算に使われる資材価格や設計労務単価の見直しが求められているということがいえよう。

最後に、公契約条例について触れておきたい。本アンケートの結果をみると、公契約条例を認識している事業者のうち、7割以上が公契約条例の制定を必要と感じていることがわかる。公共工事は地域の建設事業者によって担われることが望ましいが、それは、そこに雇用される労働者がその地域で経済活動を行うことによって、地域の経済・産業が総体として発展していく可能性を持っているからである。だが、そのためには、公共工事に従事する労働者に適正な賃金が支払われることが必要である。公契約条例は公共工事に従事する労働者に支払われる賃金を一定程度保障するものであり、建設産業そのものが再生産されていくためにも重要な意味を持っている。

地域内での循環型経済を確立するために、地方公共団体は非常に重要な位置を占める存在である。地方公共団体は、地域での公共工事発注だけでなく、福祉や医療の分野でも大きな役割を担っている。その意味で、川崎市の果たす役割はますます重要になっており、地域経済振興の視点から、公共工事発注政策の改善や公契約条例の制定が望まれている。

3. 自由回答一覧

「自由回答一覧」は、自由回答欄の回答と設問ごとに用意された項目以外の回答について、まとめたものである。自由回答欄を大きく設けた設問は、質問4、質問19、質問20、質問21である。一覧にはこの設問以外の自由回答も載せられているが、これは、用意された項目以外の回答である。

() 内は、資本金 (①1000万円未満、②1000万円以上5000万円未満、③5000万円以上) / 業種 / ランク [ランク付業種のみ] / 入札参加件数-落札件数 / 受注金額 (0円、1000万円未満、1000万円以上5000万円未満、5000万円以上1億円未満、1億円以上に分類)。

自由回答一覧

質問4: 過当競争防止施策

- 「地域性を考慮した参加条件付入札」(②/土木/B/8-0/0円)
- 「最低制限価格90%以上に。落札、契約した会社は2~3工事以上、入札参加出来ないようにしてほしい」(②/建築/A/15-1/1億円以上)
- 「安ければなんでもよいのかと疑問に思う」(①/空調・衛生/C/4-1/1000万円未満)
- 「長野県のように実績と技術力を評価して、これを公表できるシステムを作るべきだと思います。長く袖の奥まで知り合った実績ではなく、本当の会社の実績を公表すること」(①/軽微/0-0/0円)
- 「事後公表。入札参加資格の見直し、等」(③/土木/A/40-6/1億円以上)
- 「妥当な価格以下で応札するパターンが続いていますが、失格システムを考えるべき。最低でも90%前後で設定してもらいたい」(②/建築/A/0-0/0円)
- 「業者のランク分けをしっかりと行い、中小と大手が同じ入札にならないようにする。通信においては、ランクが分けられていないので、早急にランク分けしてほしい。予定価格事前公表の中止。一般競争ではなく、特に小型案件については指名競争制度にすべき」(②/通信/25-6/1000万円~5000万円)
- 「最低制限価格を90%以上に。地域限定発注(例えば隣接4区等)」(②/土木/A/22-6/1億円以上)
- 「最低制限価格」(②/建築/C/0-0/0円)
- 「総合評価落札方式でも、最低制限価格を守らせる」(②/舗装/B/8-1/1000万円~5000万円)
- 「最低制限価格を設け、下回る業者はすべて失格としたほうが良い」(②/空調・衛生/A/39-1/1000万円未満)
- 「Aランクには完工高制限を加える。最低でもその案件の2倍以上の完工高を要求する。B、C、Dランクには地域要件を強化する」(③/空調・衛生/A/10-2/1

億円以上)

- 「工事完成後に点数を付け、完成度や品質、書類に不備があつて点数が低い場合は、入札に参加させない、等のペナルティを与える」(③/建築/C/4-0/0円)
- 「類似公共工事の実績を評価し、点数化して入札価格の適否を決定できる仕組みとする」(②/空調・衛生/A/11-2/1億円以上)
- 「過当競争を防止するには、全ての公共工事を指名入札として、工事金額は行政で決定。行政の出した金額で施工可能な業者が受注。施工可能な業者が複数いる場合、くじ引きにすればよい。公平性が守られ、無理な金額で受注しなくても良くなる。今は、公共工事も民間工事も少なくなっていて、競争するなということ自体、無理がある」(②/建築/C/10-2/1000万円未満)
- 「指名制度の再開。不適格業者も一般競争入札では参加可能なため」(②/空調・衛生/C/22-3/1000万円~5000万円)
- 「工事予定価格を全て事後公表にすべき」(②/電気/A/7-1/1000万円~5000万円)
- 「専門工事業者で競争入札を行なう。例：一般競争入札で工事内容が主に造園工事であれば主たる業種の専門業者の入札参加を優先させる」(②/造園/25-5/1000万円~5000万円)
- 「公共工事の絶対量不足の解消。不適格業者の排除」(③/舗装/10-2/1000万円~5000万円)
- 「指名工事は平均して指名してほしい。偏りがみられる。指名工事金額を1000万円以下でなく、1500万円くらいまであげてほしい」(②/土木/C/無回答-3/無回答)
- 「技術審査に重点を置く競争入札もしくは、随意契約の推進」(③/建築/C/0-0/0円)
- 「発注件数を増やす。不良業者の排除」(②/土木/B/49-8/1億円以上)
- 「価格だけによらない競争入札制度」(②/空調・衛生/A/3-0/0円)
- 「一般競争入札をやめて指名競争入札に替えればよい。直近に受注した業者は指名からははずす」(②/電気/A/6-6/1000万円未満)
- 「最低価格未公開」(②/建具/10-1/1000万円未満)
- 「予定価格の未公表。最低価格の設定。提案型入札物件の増。JVの代表者には条件を強化」(③/建築/A/0-0/0円)
- 「事前公表をやめる。総合評価方式をやめる。適正な単価を計上する(安すぎる)。指名競争入札にもどす。役所も責任を持つ」(②/土木/B/21-7/1億円以上)
- 「不良不適格業者の排除。低入札制度の廃止。最低制限価格の見直し(引き上げ)。受注件数の制限」(③/建築/A/46-6/1億円以上)
- 「人口が140万人の大都市なので、一般競争の参加資格を、例えば1000~3000万円を2~3区の業者対応にして、3000~5000万円を3~5区対応、5000万円以上を全市に

するなど地域別に細かくしていただきたい。工事を1本受注したら、参加資格を停止するなどして均等に受注できるよう配慮してもらいたい」(②/造園/15-5/1000万円~5000万円)

○「件数の少ない工事を召集の業者で一般公募のためにたいへん少ない。出来れば、上級の発注の仕事を分割できれば、件数を増やして受注する業者を多くする」(②/空調・衛生/B/2-0/0円)

○「指名競争、一般競争入札において、専門業ではない公務店やガラス工事の業者が入札に参加し最低価格で落札している。そして、落札した工事を市外業者に発注している。入札は施工能力のある専門工事業者に絞り、能力のない業者に落札させないようにしてほしい。指名競争入札で、予定価格は事後公表にしてもらいたい」(②/建具/5-0/0円)

質問8:設計・積算、予定価格の問題点

○「現在はそうでもないが、3年ほど前の商品市況(特にステンレス)が高騰した際、単価がそれ以前のため、現況に即しておらず利益がほぼゼロになった。赤字にならなかったのも、補償もなかった」(③/空調・衛生/A/10-2/1億円以上)

○「見積もりで積算するので、価格がわからない」(5②/造園/15-5/1000万円~5000万円)

○「材料価格の上昇」(②/空調・衛生/B/2-0/0円)

質問10:辞退の理由

○「自社工事が忙しい為」(②/建築/D/2-1/1000万円未満)

○「施工技術者の関係で」(②/消防/10-1/1000万円~5000万円)

○「設計内容を見てから判断」(②/土木/B/49-8/1億円以上)

○「経審届の遅れ」(②/建具/10-1/1000万円未満)

○「見積もりする時間がなかった」(②/造園/15-5/1000万円~5000万円)

質問12:最低制限価格についての考え

○「とび・土工、塗装の工事(降雨通安全施設工事)では億単位の工事が少ないためなんともいえない」(②/とび・土工/無回答-18/1000万円~5000万円)

質問14:市内業者優先発注のための改善内容

○「大規模工事が少ないためなんともいえない」(②/とび・土工/無回答-18/1000万円~5000万円)

質問15:JVについての考え

- 「JVを組まなくても出来る仕事もJVでの発注あり」(②/土木/B/49-8/1億円以上)
- 「構成員をAまたはBとして、応札数を増やすべき」(③/建築/A/43-6/1億円以上)

質問19:改革すべき入札制度の内容

- 「交通安全施設の専門業者(殆どが小企業)としては、1件の発注金額が100~500万円のもののが大半で、工期も長いものが多く、現在の現場代理人の常住義務の緩和程度では、会社経営は無理。緩和の条件を金額によって件数と地域を広くしてもらいたい。」(②/とび・土工/無回答-18/1000万円~5000万円)
- 「落札業者がすべて下請に流すのはおかしい。」(①/空調・衛生/C/4-1/1000万円未満)
- 「指名競争入札制度が良い」(②/無回答/0-0/0円)
- 「施工評価を入札に反映させるような制度を作る。良質な製品を提供できない業者を減らす」(③/土木/A/40-6/1億円以上)
- 「予定価格が安い。設計書でみている建設機械等を入札前に公表し、質問期間を設ける」(②/舗装/B/8-1/1000万円~5000万円)
- 「Aランクにおいて、業者数を確保する必要があると思うが、Aの最低と最高では、経審の点数はもちろん、実態として会社の規模が違いすぎる。特にJV発注案件において、スポンサーとなれる会社に別段の制限(点数ないし完工高)を設けてもらいたい」(③/空調・衛生/A/10-2/1億円以上)
- 「入札公表した物件を各業者に案内通知を出すのは良いことであり、評価する。川崎市住宅公社の入札で最低制限価格が2/3以内で落札はひどすぎる。早急に改善すべき」(①/空調・衛生/B/1-1/1000万円~5000万円)
- 「ごみ焼却施設に関する工事において、プラントメーカー随意契約が行なわれているが、これはおかしい。プラントメーカーでないと、あたかも施工できないと「理由書」に書かれているが、そんなことはない。川崎市の努力不足である。他の自治体は既に入札制度改革により、上記分野においても「入札」が行なわれており、プラントメーカーにまかせておけばよいという発想がダメ。プラントメーカーの言いなりでは、入札制度改革は実現できない。参考までに神奈川県内でも上記分野においてプラントメーカーを排除し、中小企業が落札してきちんとした施工が行なわれている。それにより、プラントメーカーの1/3くらいの予算で施工ができる。本年から大磯町でも随意契約から「一般入札」に切り替えている。おそらく町長が代わられたこともあるのだろうが、プラントメーカーでもできるとふんだからであろう。この分野においては、予定価格があまり

にも高すぎる。高くても、メーカーまかせ。自分たちが困るわけでもなく所詮税金、という考えは時代にそぐわない。随意契約の見直しをするべきである。プラントメーカーでないと施工できないというのは「ウソ」。言い訳にすぎない。実際にプラントメーカーでない会社が工事を行なっている自治体はいくらでもある」(②/機械/無回答)

○「管理作業委託の最低制限価格の設定。例：水道局発注の樹木（植樹管理作業委託）現在最低制限価格が設定されていないようですので、品質確保のためにも設けていただきたい」(②/造園/25-5/1000万円~5000万円)

○「まだ入札に参加していないため、改革点が不明」(③/建築/C/0-0/0円)

○「不良・不適格業者の入札参加排除」(②/土木/B/49-8/1億円以上)

○「市内中小企業育成のため市内中小企業は必ず条件に入れる。現在の入札状況の多くは分離発注であるので、100%分離にしてほしい」(②/電気/A/6-6/1000万円未満)

○「地元業者優先。最低制限価格変動。専門業者に分離発注増大」(②/建具/10-1/1000万円未満)

○「県の入札用設計書を見習い、一式計上をなくし、採用した見積金額を明らかにする等、業者が普通に積算できるようにする。そして予定価格の事後公表を行なうべき」(②/土木/B/21-7/1億円以上)

○「設計内訳書の内容・規格などが各建設センターは設計者によって違いがありすぎる。統一性をもたせるべき」(②/無回答/60-20/1億円以上)

○「予定価格の事前公表を取り消すなら、使用歩掛りの掲載や見積業者や製品の価格公表を望む」(②/造園/15-5/1000万円~5000万円)

○「予定価格の事前公表は避け、最低制限価格を引き上げる。(85%程度まで)」(②/空調・衛生/B/2-0/0円)

質問20:事業経営上の問題点

○「主たる3つなら、①受注量の減少、②受注価格の低下、⑤建設産業の将来見通しが無い、だが、それ以外にも、⑧金融機関の貸し渋り、⑨資金繰りの困難、⑪赤字工事が多く利益が減少、⑬今後の民間工事の減少、も悩みである」(②/建築/C/10-2/1000万円未満)

○「下請いじめが多すぎる（赤字工事、回収不能、技術の低下）」(②/無回答/0-0/0円)

質問21:地域建設業振興のため、川崎市に要望すること

○「社会保険不加入業者締め出し施策により締め出されました。こんな余分なことを考えているから実績・技術力を持つ業者は胡散臭い入札から離れていくのだと私は考える」(①/軽微/0-0/0円)

○「ランクをつける際、経審の点数だけで行なっているため、当社（特定建設業でない一般建設業）のような規模で、Aランクになってしまうことがある。現場代理人の専任だったり、下請金額の制限もあるので、Aランクの仕事は事実上無理である。ランク付けの際、企業規模も参考にしてほしい」（①／電気／B／無回答）

○「公共工事量の拡大を切にお願いしたい」（③／塗装／10－2／1000万円～5000万円）

○「市内中小業者で施工できる物件は（特殊なものは除く）市内業者に指名してほしい。例：2000万円～3000万円の通信工事で大手業者が大半受注した」（②／電気／A／6－6／1000万円未満）

○「税金で仕事を頂いて、利益を上げ、税金を支払えるような業者になるように努力しているが、安ければ良い元請のために安く仕事をしなければならない業者は今のデフレの中にまきこまれ、会社は社員の生活を見ていくために大変な苦勞をしている。税金（市）の仕事、民間の仕事を問わないで、世間の方に迷惑をかけない良い仕事をこころがけていきます。安ければ良いとは思わない仕事を社員全員で心がけて仕事に取り組んでいきます」（②／空調・衛生／B／2－0／0円）

○「数量の違い、もう少し建設業（会社を作る為）の認可を厳しくするようにしてもらいたい。会社がつぶれても、2、3ヶ月後にまた会社を作り始めるケースが多すぎる」（②／無回答／0－0／0円）